

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第9回会合議事録

日 時：平成 23 年 2 月 8 日（火）14:00～16:57

場 所：内閣府（4号館）共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員（代理：荒木氏）、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員

（内閣府）：太田審議官、高須参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室補佐官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）平成 22 年度「青少年インターネット利用環境実態調査」の結果について

（2）青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況（3）

①（社）日本 P T A 全国協議会発表

②（社）全国高等学校 P T A 連合会発表

③フィルタリング協議会発表

（3）青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議

（4）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 それでは、そろそろ時間になりますので、始めさせていただきたいと思いません。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。第9回の検討会を始めさせていただきたいと思えます。

最初に委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○高須参事官 事務局の高須でございます。報告させていただきます。座って続けさせていただきます。

遅れて見える方を除きまして、本日は漆委員が御欠席となっております。また、坂田委

員の代理で荒木様、半田委員の代理で設楽様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

配付資料の確認をお願いいたします。

○高須参事官 配付資料でございます。お手元の議事次第をごらんください。2枚目に資料一覧がございます。大部で恐縮でございますが、資料1-1「平成22年度『青少年のインターネット利用環境実態調査』の結果について」。

その本体が資料1-2になります。

資料2-1はフィルタリング協議会の発表資料でございます。

資料2-2が同協議会の報告書そのものでございます。

資料3「子どもの携帯電話をめぐる問題に関する文部科学省の取組」。

資料4-1「青少年インターネット環境整備法施行状況の検討課題」。

資料4-2は総務省提出資料でございます。

資料4-3は経済産業省の資料でございます。

資料4-4は内閣府で用意いたしました、課長会議の合意事項という横長の1枚紙でございます。

最後に、参考ということで、今日の会議で特に触れる予定は今の時点ではありませんけれども、事前にもお配りしているものでございますが、地方公共団体における調査の実施状況ということで、都道府県と政令指定都市に対してアンケートを実施したところ、半数以上の団体で調査をしていることがわかったというものであります。

不足等ありましたら事務局の方におっしゃっていただければと存じます。

もう一点、本日の会議の議事録につきましては改めて各委員の皆様方の確認をいただいた上で、座長に諮った後に公開させていただきたく存じますが、従来どおりということではよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高須参事官 そのようにさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思いますと思いますが、本日は5時まで3時間いただいております。本日は総論的な検討をお願いしまして、この検討会の対処方針や提言を決定させていただくこととなります。このようなことから議論するところがたくさんございます。したがって、御説明の方も要領よくお願いいたしますとともに、御発言も簡潔をお願いしたいと冒頭に申し上げる次第でございます。

議題1でありますけれども、平成22年度青少年インターネット利用環境実態調査の結果につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○高須参事官 では早速、資料1-1をごらんになっていただければと思います。前年度

と基本的に同じような対象で、同じような時期に行ったというものでありまして、1枚目「3. ポイント」ということで、るる書いておるところであります、特に3つほど絞ってこの場では御報告をさせていただきたいと思っております。

別紙1はいわゆる携帯の所有率、インターネット利用率なんですが、昨年より微増微減ということで大体ほぼ同じと考えておるところであります。

別紙2は所有する携帯電話の種類だったんですけれども、スマートフォンが今どの程度、青少年の間に普及しているんだらうかということで調べましたところ、ごらんとおり調査時点では小学生はゼロ、中学生も2%台、高校生も3%台ということで、勿論これからどんどんまた広がっていくという可能性はありますが、いかがでしょうか。決して多いということではないのかなというのが1つ言えようかと思えます。それがまず1点でございます。

2点目でございますが、別紙4に飛んでいただければと思います。フィルタリングの利用率でございます。フィルタリングの利用率につきまして前回調査と比べてどうだろうかというところが一番、事務局側としては気になっておったところなんですが、結果的には小中高いずれも前回と比べて伸びているということで、その伸びが十分かどうかというところはあるんですけれども、少なくとも前進はしているのかなと感じておるところでございます。

ちなみに下の方であります、携帯電話の購入時期別のフィルタリング利用率ということで、何年度に購入されたんですかというのを併せて聞いたものでありますけれども、きれいな形とはいっていませんが、おおむね新しく購入されているケースほどフィルタリングの利用は伸びている傾向にあるということでございます。

もう一点、やはり携帯の話になりますが、別紙9に移らせていただきます。携帯電話に関する家庭のルールというものでありまして、これも前回と比べて小中高それぞれ伸びの度合いの違いはありますけれども、それぞれ家庭のルールを決めているということで伸びている状況にはあって、それなりにはペアレンタルコントロールも含めた親子あるいは家庭でのルールが構築されているのかなと考えておるところでございます。

以上携帯を中心に申し述べましたけれども、パソコンにつきましては携帯より複雑といいますか、おおむね順調ではあるんですが、説明が必要なところもあろうかと思うんですけれども、基本的に携帯とパソコンでは利用形態もかなり違うのかなと。携帯は個人的に持っているのに比べて、マイパソコンというような家庭もあろうかと思いますが、基本的には家庭に1台という状況が多いのかなという気もいたしますし、そもそもフィルタリングについてどのように考えるかというか、フィルタリングも大きな1つの手段ではあるわけなんですけれども、パスワード管理といったものもパソコンの方にはあり得ますので、その辺も更に突っ込んだ調査も考えていかなくはいけないかなと思っております。

早口で恐縮でございますが、以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御質問、御意見が

ございましたらお願いいたします。別所委員、どうぞ。

○別所委員 別紙6に青少年のトラブル等の経験で、携帯電話フィルタリングの有無別というものをまとめていただいているんですけども、ここに掲げられているようなトラブルとフィルタリングの有無以外の項目で、ほかに相関が高かったものはないという理解でよろしいのでしょうか。

例えばチェーンメールはフィルタリングの有無でこれだけ差が出ていますけれども、使用の頻度にも影響があると思うので、そういうほかの項目とのクロスの状況で、こういう関係がちゃんと言えるのか。それともたまたまこうなのかというのが、これだけだと非常にわかりにくいかなというところと、一番上にチェーンメールと書いてあるんですが、フィルタリングとチェーンメールとの関係というのがよくわからないんです。メールのアドレスを誤用してこういうことが起きるわけですけども、一般的にここで考えているのはサイトの閲覧をフィルターするという機能の話ですので、その機能とチェーンメールとの関係がわからないので、資料をまとめるときにそういうものがきちんとわかるようにしていただきたいということと、もし現時点で何か詳細がわかっているのであれば御説明いただければと思います。

○高須参事官 今の別所委員の御質問に関してでございますけれども、残念ではありますが、現時点でそれに対して理由の説明はできない状況にあります。ただ、基本的にチェーンメールに限らず、前年と比べ、ただ前年のものを入れるとややこしくなりますので入れておりませんが、どうだったかということで挙げておりますが、先ほどの御指摘も含めて更にクロス集計等に努めたいと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次の議題2に移らせていただきたいと思います。青少年インターネット環境の整備に係る法施行状況(3)でございます。(3)というのは3回目ということでございます。本日は社団法人日本PTA全国協議会、社団法人全国高等学校PTA連合会、そしてフィルタリング協議会から御発表をお願いしております。

また、議事次第には書いてございませんけれども、本日は文部科学省から現在の取組の状況を御報告いただけるということですので、よろしくをお願いいたします。これらの御発表が済んだところで自由討議をお願いしたいと思います。

それでは、最初に日本PTA全国協議会の曾我委員、お願いします。

○曾我委員 曾我でございます。よろしくお願いいたします。日本PTAから資料を提出してございませんので、口頭で御説明をさせていただきますが、青少年インターネット環境整備法ができて、日本PTAもインターネットに関わるさまざまな問題に対して、さまざまな発言をしているということは間違いのないことなんですけれども、今、日本PTA全国協議会がどのような立場にいるかということ、御報告させていただきたいと思います。

先ほどの報告にもありましたが、内閣府の調査では小学生で約2割、中学生で5割、文

科省の後ほどの報告では小学校6年生で3割、中学校3年生で6割という所持率との報告があるのですけれども、基本的に小中学生、青少年でも若年層に関しては、日本PTAとしては機能限定の携帯というよりは、機能限定のモデルであるものを持たせるか、基本的にフィルタリングまで進むところまで行っていない、なるべく所持させたくないという意思がまだ強うございます。

これはどうして起きるのかと申し上げますと、インターネットの環境に関するさまざまな保護者に入ってくる情報が、まだまだ安心な状況ではない。そんな状況の中で子どもがインターネットに関わる部分の中で、さまざまな問題に巻き込まれてほしくないものの、社会の世相を反映して、やはり保護者からの要望も反映をして、日本PTAという全国組織の立場では、そのようなことを申し上げなければならないという状況が現状だと思っています。

ところが、そう申し上げながら実際の保護者は、先ほど申し上げたように小学6年生で3割、中学3年生で6割も所持をさせている。非常に施策と現状がミスマッチをしている。ミスマッチをするとどういうことが起きるかということも心でわかりながら、今、暗中模索の段階があると思うんですが、本来なら勉強をして、きちんとどういう社会状況をつくり出していかなければいけないか踏み込まなければいけないんだけど、持たせないというところで終わってしまって、現状持っていることをどう対応していくのかということに関して踏み込めていないという現状です。踏み込めない理由は、持たせないのになぜ踏み込んで持っていること環境を整備していくのかと言われてたくない。まずそれに対してそれだけの処置ができない。今度は賢く使わせると言った瞬間に、安全なはずなのに何で安全ではないのかという全国からの声が出てくると、それに対応できない。そのような部分の中で非常に厳しい状況を今、保護者というか、日本PTAの役員は大変思い悩んでいる部分があります。

もう一つは、61協議会あるということは47都道府県と13政令市で各協議会から代表が来ているわけですが、各地で取組に温度差があります。私は熊本から来ていますが、九州は割と所持していることを前提にどのように対応していくかということも、教育委員会から連動しながら取り組んでいる。ところが、北に行けばきちんと我々は勉強し、対応している。そういうことに巻き込まれること自体がおかしいのだということで、まだまだ所持させないという話が強い。

先般、私どもの安心ネットづくり促進協議会で発表させていただきましたが、私どもがシンポジウムを開いたところでは少しずつ状況が変わってきて、所持をするしない別に、きちんこの問題に対して保護者が情報を理解し、そして現状の中で青少年に一番よい状況を模索していかなければならないというところまで変わっているところ、我々がシンポジウムを開くことですら、子どもに持たせることにつながりかねないと言って拒絶をするところというふうに、2種分かれるぐらいになっています。

関西から以西に関しては少し状況が変わってきまして、やはりもっと前向きに勉強して

いかなければいけない。所持をさせないと言ってもこれだけ多くの子どもたちが所持をしている以上、所持をさせないという論理だけで進めてはならぬという状況が生まれつつあることが、今の日本PTAの現状でございます。この青少年インターネット環境整備法が今後どのように進捗するかによって、国の流れに対しての対応、発言もしていかなければならないと思っている部分があるんですが、1つだけ事例として申し上げるならば、この法律ができるまで限定機能付き携帯というのは発売をされていませんでした。そして今、2つの会社から出ております。

1つの会社は最初に認定をされずに、次に認定されるものをまた出してきたということになり2種類ありますが、日本PTAとしては自分たちがきちんと発言をしていかないと、子どもにとってよりよいと思えるデジタルの道具ができ上がらないのではないかと考えている部分があります。勿論その部分は企業に対しても発言をしながら、やはり青少年に対してこういうものを出してほしい、こういう状況であればこういうものを出してほしいと訴えていかなければならないと思いますが、少しその機運が出てきたように思います。その意味では今、日本PTA推薦の限定機能付き形態は日本PTA推薦として市場に少しずつ広がりはつあります。

つまり、一番最初に子どもがデジタルツールを手にするものは、まずこのデジタルツールから始まってほしいという、少しながらも日本PTAの主張が見えてきたのかなと思います。それはこの青少年インターネット環境整備法ができて、それからの進捗だと思います。青少年インターネット環境整備法ができることに対しては、できていないときには日本PTAもしっかりお願いをしていきたいと思っています。

最後に1点ですが、私ども日本PTAは青少年を一くくりにお話ししてほしくない。小学生、中学生、少なくとも高校と3段階ある以上、3段階に分けてきちんとお話をしてほしいということは、先般つい3日前に日本PTAの会長ともお話をしてきた中で、高校に対して我々日本PTAが申し上げていることを、そのまま当てはめろと言っていることではないということは、きちんと確認をしてまいりました。そんな意味では今から全国高校PTA連合会の高橋会長がお話になることの部分に関して、我々と意見が違ふことは当たり前であるという前提で、青少年全体を見ていただきたいと思っています。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、全国高等学校PTA連合会の高橋委員、お願いします。

○高橋委員 全国高等学校PTA連合会顧問の高橋でございます。今、曾我顧問がいろいろなお話をされましたので、ほぼ共通しているようなことなんですけれども、この青少年インターネット環境整備法ができたときの流れは、一番初めから私は絡んでいましたので、そのとき当初はすべて青少年という言葉一くくりに法律をつくっていかうという話がありまして、とんでもないということで、その当時の座長さんにお話をし、先ほど曾我さんからもお話があったように小学校、中学校、高校と段階的に全く違うんだから、別々のツ

ルで考える必要があるのではないかということから始まりまして、たまたま国の強制的なそういった規制の起こらない、業界の自主的な裁量で子どもたちの安心をしっかりと守って、こう、こういった法律におさまってくれたことに関して非常に感謝しております。

当時3年前にそういったものが出まして、私どもとしても特に高校は所持率が非常に高かったということで、一番社会人からねられやすいといえますか、女子高校生とか女子大生という感じで今、言っている出会い系といったものがあったし、当時は少女売春といった変な言葉がいっぱい出まして、私どもは高校生をいかにして守っていくかということに頭を抱えていました。

できた段階で本当に集中的にいろんな実践教育をやりました。リテラシー教育は絶対に必要だということで、まず学校の方に当時も学校裏サイトといったサイトはあったんですけども、そういったものに関して情報公開をしてくれというお話をしたんですが、学校側は門戸を閉ざして、私たちは絡みたくない。日ごろの生徒の指導で手いっぱいなので、そういった親が勝手に買った携帯に関して私たちを巻き込んでほしくないということで、完全に拒絶をされました。これは日本全国ほとんどそうです。

そういった段階で、ではどうすればいいかということで、私たちの考え方としては携帯を持たせないという運動を当時起こしました。1年ぐらいやっているとだんだん所持率が上がってきまして、六十何%から**90%**まで上がってしまって、を持たせないという話ではない。持っている前提で学校で使用させないというルールをつくって、いこうということでやりました。そういった中で子どもたちに携帯を持つ上でのリテラシー教育といったものに関して、しっかり学校と一緒に、学校も保護者と一緒に動いてくれませんかというお話もしたが、これも拒絶されました。非常になかなかその辺が学校が忙しい。ですから親のそういった要望に応じていると、子どもに目がいかないというお話がありまして、私どもは学校は子どもをしっかりと見ていただきたい。子どもは学校の顔と家庭の顔がありますということで、学校での子どもの様子はきっちり見ていただきたい。でも先生、もう少し前向きにいきませんかということで、この3年間ずっといろんな話をやってきました。随分進歩してきたなと思っています。

その当時から全国で約1つの会場**300~400**人で**80**か所以上、延べでいくと3万~3万**5,000**人ぐらいの人数の保護者を集めて、いろんなネット関係の方、携帯屋さんなどいろんな人来ていただいて、全国でいろんな会合をやりました。

それと同時に、私どもはインターネットに関する携帯問題というものをPTAの活動目標にしまして、各県ごとの講演会、全国9ブロックのブロック大会での分科会をつくって話をして、今度は全国大会で集まっていただいて、そこでもう一回特別な分科会をつくってということで、2年間ほど集中的にいろんなことをやってまいりました。そのおかげで最初の方は初めて聞く、目からうろこという感じでびっくりされる保護者の方はいっぱいいたんですけども、そういったことを踏まえながら随分やってきた、前向きになったなと思っています。

それから3年経った今、実は高校の場合は3年間で保護者はみんな変わっていきまので、新しい人が入ってきたときに、継続的にやっていかないと意識レベルがうまく保ていけないということで、実は今年度から新しく携帯の問題に戻って、これもまたやっていきますけれども、そういったことを繰り返しやっていく必要があるんだろうなと思っています。そういった講演会、講習会は保護者に対する講演だけではなくて、各学校でも校長先生の裁量で子どもたちだけ、もしくは子どもたちと保護者が一緒になった学園PTAといった中でもやっていただいて、子どもを巻き込んでのリテラシー教育が始まりました。

普通の講演会でも、例えば沖縄でもそうですし九州でもそうなんですけれども、日曜日の講演会に子どもたちもパネリストとして上がる場合もあるし、会場と一緒に入ってもらって子どもたちも一緒に話を聞いてもらう。こういったPTAは誰のためにやっているかということ、子どもたちにわかってもらおうということもやってまいりました。そういった意味でできるだけ底辺をずっと広くして、携帯問題に関してはやっぺいこうということで、本当に一時期大きなうねりがあったんですが、先ほど言いましたように3年経つと1回波が逆波になってしまった。そのときにPTAだけではなくて地域の青少協の方、年配の方たちにも一緒に勉強していただいて、どうしても地域の方、年配の方にはなかなか携帯電話はとっつきにくいところがあったんですけれども、一応入って、こういった動きがあるということは知っていただきたいという活動で、底辺広く活動してきたつもりです。

3年間ずっとやってきた上で、いろんなルールづくりをやっぺいこうということで高校は随分変わってきました。たまたま今回、ケータイ甲子園というものがあるんですけれども、これも安心協でやっているんですが、それも各学校でどういったルールを使って、どう携帯を使っぺいこうかということ、子どもたちが自主的に考えていく。それに対してみんなで評価して行って、いいものがあれば採用してっぺいこうといった自主的な動きが出てきたというのは1つの大きな変化だと思っています。以前は携帯を使っぺいじめといったものがありましたけれども、そういった調査も私どもがやった範囲でも随分減ってきております。やはり携帯を使う上での1つのルールが徹底してきたのではないかと考えています。

今、高校では学校では使用しないことを大前提にしています。98%ぐらい持っていますので、かばんの中に入っているだろう。でも学校ではスイッチを入れない。ただ、学校のいろんな校長先生の裁量はあるんでしょうけれども、昼休みは使っぺいもいいとか、休み時間はいいというように妥協をする校長先生が出てきているのは、私どもは非常に迷惑をしているんです。やはり保護者も頑張る、学校も頑張るのであれば、そういった先生たちが一人だけかっぺいいい思いをするのではなくて、やはり毅然として子どもたちを守るといっぺい大きな器で物を考えていただきたい。これに関しては教育委員会の指導をもう少し徹底していただきたい。教育委員会自体の温度差が相当ありますので、私ども保護者が一生懸命頑張っぺいても、国の機関がこれだけ頑張っぺいても、その中間にいる教育委員会がぼうっぺいとしていっぺいれば何の意味もありませんので、その辺ももう少し刺激していただきたいなという感じがします。

最後になりますけれども、私どもも今まで文部科学省から補助金などをいただいたりして、いろんな活動、研究をやってきました。ところが、各省庁同じようにすべて補助金打ち切りとなりまして、それでも私どもは自前でこういった調査活動をやっていると思っています。

何で私たちがやろうとしているのかといいますと、今、各省庁さんで調べていただいたいろんな数字があるんですけれども、ここでいただいた数字は私自身は認知できるんですが、すべての会員さんにどこまでうまくわかっていただけるか。自分たちで調査をやれば、その結果をまとめて自分たちに全部跳ね返ってくるものですから、力の入れ方、反映の仕方というのは随分変わってくるんです。ですから、もし何かいろんな意味で調査をやるといふのであれば、日Pだとか高Pをうまく使っていただいて、一緒に巻き込んで調査活動をすれば結果報告も全部来ますので、その結果を見て保護者も肌感じて、これはどうにかしなければならぬとなれば、多分自然とそういった活動につながっていくのではないかと、うまくPTAを利用していただくと、もっと効率のいい調査もやっていけるのではないかと感じています。

今まで3年間いろんな意味で関係の皆様方から、小学校、中学校、高校の子どもたちのために保護者含めていろいろ協力、指導していただいていることに関しては非常に感謝しております。先ほど言いましたように、毎年子どもたちは変わっていきますので、今まで以上にまた力強い支援をいただければ幸いかなと思っております。

簡単ですけれども、報告とさせていただきます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてフィルタリング協議会の別所委員、お願いします。

○別所委員 では、私の方からお手元にあります資料2-1に基づきまして、御報告をさせていただきますと思います。報告書に関しましては別刷りのものをお渡ししておりますので、後ほど時間があればお読みいただければと思っております。

今日、発表させていただきますのは「保護者のためのフィルタリング研究会」という研究会での活動になります。この研究会なんですけれども、そもそもどうしてこういう研究会を民で始めたのかということから、簡単にお話をさせていただきますと思っております。

法律によってフィルタリングの普及が今、図られてきておりますけれども、フィルタリングを提供している提供主体の1つである事業者としても、このままで大丈夫なんだろうかという懸念があります。と言いますのは、フィルタリングの本質をきちんと御理解いただいて普及が図られていかないと、フィルタリングをきちんと使っていただくことができない。形式的にフィルタリングが採用されて広まっていけばいいとは考えていないというところがあります。そのためにペアレンタルコントロールの1つの手段としてのフィルタリングということをきちんとわかっていただいて、保護者のためにあるべくフィルタリングサービスは何なのかということを考えていきたいということで、この研究会を発足させ

ていただいております。

今、御存じのように各地方自治体レベルで言いますと条例の改正等を含めて、利用率という指標だけに頼ったフィルタリング普及策が見受けられますけれども、本当にそれでいいのでしょうか。余りに利用率という指標だけに頼ってしまうと、一種の思考停止につながっていくおそれもあるのではないかと思っています。フィルタリングは一旦契約さえすればいい、設定さえすればいいということではなくて、実は保護者が青少年の成長とか個別の状況に合わせて調整を行っていくための必要な手段に過ぎません。携帯電話を持たせる持たせないという議論もありますけれども、オンオフという意味で言うとそれも1つのペアレンタルコントロールの考え方なんだと思います。持たせたときも子どもの成長に従って、フィルタリングの程度を変えていくことをしていただかないと、フィルタリングの意味がなくなって、またオンオフという議論になってしまうことを非常に危惧しているところなんです。そういうことがなく正しくフィルタリングを使っていただくために、保護者という視点からフィルタリングの在り方を考えたいということで発足しました。

報告書のまとめとしては、フィルタリング提供事業者に向けて幾つかの提言をさせていただくという形でまとめております。2ページ目に今お話をさせていただいたようなことが、概括として書いてあるところでございます。

3ページ目は、今回の検討の範囲と報告書の構成要素について書かせていただいております。1つはフィルタリングに焦点を合わせた議論をきちんとしたいということと、先ほども言いましたように、青少年の成長段階に合わせた段階的利用モデルを前提に考えたいということ。それから、保護者本位のフィルタリングの実現を目指したいということであります。

報告書の後ろの方にはフィルタリング提供事業者だけではなく、関連する方々へのそれぞれの提案というものも、簡単ですけれども、まとめさせていただいております。

4ページ目には、会の主体がどういう形で運営されたのか記載されております。座長は下田先生にお願いをしております。ここに記載させていただいている方々で検討いただきました。事務局はネットスター株式会社、ヤフー株式会社、運営協力にデジタルアーツさん、アルプスシステムインテグレーションさん等が入っております。こういったフィルタリングを提供している会社がサポートする形で、運営を務めさせていただいております。

5ページ目に活動状況を簡単に説明してあります。基本的には7回にわたっていろいろな方々からの実態のヒアリングと、それに基づく委員による検討討議を行っております。省庁の方ですとか自治体の方など、関連事業団体には御希望をいただいていたので傍聴していただくということをやっております。ヒアリング先は保護者あるいは教員、インターネット協会という相談機関ですとか、携帯電話の事業者の団体、ゲームメーカー、関連する省庁さんをお願いをして、この研究会で初めて幾つかの数字を明らかにしていただいたということもあって、そういう実態に基づく検討をしてみました。

まとめた報告書の中の利用者が留意すべき点というものが、6ページ目に記載してあり

ます。基本的にはフィルタリングについては一定程度は有用ですけれども、限界もあるということを、きちんと保護者の方は理解をしていただきたいというところです。フィルタリングという機能でいじめや依存の問題は解決できません。そういう機能はフィルタリングは持っていない。限界があるということですか、基本的な技術に関わる限界があって、リストをつくって提供しているものについて言うと、リストの網羅性にも限界があります。いろいろな接続経路によってすべてフィルタリングできるかどうかというところに限界がある。稼働している環境等によって抜け道がある。こういった限界を基本的には持っているものだという前提で使っていただきたいということでもあります。

7ページ目に普及活動の課題のまとめを簡単に整理させていただきました。1点目は事業者側の要因ということですが、設定が難しいですとか告知が不足しているということがあっていると思いますし、保護者側としては利用するリスクやフィルタリングの役割、機能への認識がまだ十分でないところがあるのではないかと考えております。ただ、基本的にペアレンタルコントロールの仕組みですので、保護者への期待というか、保護者への利用方法への工夫への期待というのは大きいものだというのが、システムとしてそもそも内蔵している課題であるというところです。行政とか関係者にも密接な関係がまだまだ必要な状況だと思っております。

青少年のインターネット利用にまつわる各種トラブルというのが、青少年を取り巻く家庭環境あるいは学習環境、技術的な知識水準、対人関係、コミュニケーション能力、利用する機械、関連する事業者による安全施策水準など、非常に多様な要素に基づいている複合的な問題であるという前提で、フィルタリングがどこまでできるのか、フィルタリングがどこまで期待できるのか一旦冷静に御判断いただきたいということと、保護者にフィルタリングを御利用してくださいという立場ですけれども、フィルタリングの利用そのものが保護者への押付けになるような形というのは、望ましくないと考えております。

次のページが最初に言いました提供する事業者向けにまとめた提言であります。今後の行動指針としては、基本性能を高める努力を自らしていくべきだということですが、それから、青少年の安全を最優先でサービス設計や運用をしていくということを柱に据えるべきだということと、これもなかなかできていなかったんですけども、現実の保護者の方々の理解度や、予備知識に応じたサービスを提供していく工夫がもっと必要だろう。提供するサービスや製品そのものへの透明性の確保についても、努力が必要だろうということと、この4つを行動指針として提案をしていきたいと思います。

このような形でまとめてきた報告であります。今後の活動としては9ページ目に書いてありますけれども、報告書を関係者の方々に御提供してお読みいただくことで、何らかの参考になっていくことを期待しております。研究会としては一旦活動は終了しますが、実はこの研究会以外に、子どもたちのインターネット利用について考える研究会というものも設けておりますので、そちらの方でのさらなる研究を進めていきたいと思っております。

先ほど少し触れました段階的利用というものは、実は子どもたちのインターネット利用

について考える研究会でまとめた報告に基づく考え方であります。そういう考え方も現時点では試論だと思っておりますので、きちんとした社会学的な研究も積み重ねつつ、何が最もいい姿なのかということ子どもたちのインターネット利用の中で、きちんと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に文部科学省の勝山課長から、文部科学省の取組についてよろしく願いいたします。

○勝山課長 文部科学省でございます。私からは当省の取組につきまして資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

先ほど曾我委員からもお話がございましたように、私どもはまず実態把握に努めてございまして、毎年行っておりますいわゆる全国学力テストによりますと、小学校6年生の約3割、中学校3年生の約6割が携帯電話を所持しているという状況がございまして。また、小学校6年生の約1割、中学校3年生の約3分の1が通話あるいはメールをほぼ毎日行っている状況がございまして。加えて私どもは子どもの携帯電話の利用に関する調査を行っておりまして、これは小学校6年生、中学校2年生、高校2年生、その保護者、学校を対象とした調査でございまして、これによりますと特に中学校2年生の約2割がメールの送受信が1日50通以上という、極めて異常と言えるような状況がございまして。

携帯電話をよく使う子どもは生活面への影響も見られまして、特に中学2年生でまいりますと例えば就寝時間でございますが、1日30件以上メールをする中学校2年生では、約4分の1が午後11までに就寝する。つまり残り4分の3は午後11時以降の就寝ということでございます。一方、1日30件未満の中学2年生では42.8%が午後11までには就寝をするということでございますので、これは明らかでございます。

実態把握のところの最後のポツでございますが、コミュニティサイトの実態把握の調査も行いました。主に3つ傾向が見られたわけでございますけれども、掲示板型のサイトからプロフやSNSへ移行する傾向が見られた。監視が徹底されていないサイトがあるということ。特定のサイトに特定の書き込みをする傾向が見られた。この3点がわかったわけでございます。

私どもは実態把握のみならず、子どもや保護者への啓発も必要だろうということで、リーフレットの作成あるいはDVDの作成や配布を行っております。

次のページは学校での携帯電話の取扱いでございます。携帯電話につきましては私どもも通知を出しております。そこでは小学校及び中学校につきましては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止にすべきである。高等学校におきましても、校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであることを通知しているわけでございます。なお、この通知につきましては小学校、中学校への持ち込みを禁止するというものでございまして、所持自体を禁止しているわけではございません。

私どもは、情報モラル教育の推進は学校教育にとって大変重要だと思っております。5番目のところでございますが、学習指導要領、いわゆるナショナルカリキュラムでございますけれども、この課程におきまして小学校、中学校、高等学校とも全体の基本を示す総則では、情報モラルを身につけるということを規定しております。

小学校につきましてはこの4月から新しい学習指導要領が実施され、中学校その1年後、高等学校は2年後になっておりますが、総則部分のみ先行して実施を行っております。加えまして各教科等でも情報モラル教育を進めておりまして、本年4月から小学校では道徳においてきちんと取り扱うように、中学校においては再来年から技術家庭と道徳において指導に留意することを明示しております。更には高等学校におきまして、共通教科の情報について、きちんと情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、私どもは共通教科、情報について詳しく述べております。

最後でございますが、来年度予算案におきましてインターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するために、有識者等による携帯モラルキャラバン隊を結成いたしまして、全国6か所で学習参加型のシンポジウムを開催する予定でございます。初めての試みでございますが、ネーミングが大事ということでキャラバン隊と銘打って、私どもも事業を展開していこうという考えでございます。

以上でございます。

○清水座長 勝山課長、どうもありがとうございました。

それでは、本日の御発表が終わりまたが、過去2回、本日を含めて3回になりますけれども、法施行状況について今まで御発表等をいただいたところでございます。したがって、過去の御発表も含めまして総括的な意見をお願いしたいと思います。お一人の御発言は手短かにお願いをしたいところであります。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 発言の前に、先ほど別所さんから御紹介いただいた「保護者のためのフィルタリング研究会」について1つ御質問したい件がありましたので、先にお話させていただきます。こういうことを私が言える立場ではないとは思いますが、運営体制の委員の方々を拝見していると、少々偏っているような印象を受けました。

どういう意味かと申しますと、例えば、フィルタリングは学齢に応じて、年齢に応じて、個人に応じて対応しようという目標を掲げていらっしゃるが先ほど別所さんはご説明されていましたが、「保護者のための」であるにもかかわらず、保護者側の立場で参加されている委員が東京都の小学校のPTA協議会の会長さんお一人だけです。ケータイを日常的に使うようになる中学・高校ではなく小学校、かつ、全国組織のキーパーソンではなく東京都。このレポートをまとめられるだけのために暫定的に集められたのであれば、小規模だったり多少の偏りは致し方ないとも思いますが、もしも今後、18歳未満の利用者の中心である中学校、高校のPTAの方や、全国的な視野でご意見をいただける方にもご参加いただくとか、もっといろいろな立場で御意見をいただけるような、あるいはさまざまな意見を持っていらっしゃるような方にご参加いただいて大きく展開していくとか、そんな予定が

あればお聞かせいただけると嬉しいです。

○別所委員 先ほど少し御説明しましたように、保護者のためのフィルタリング研究会のそのものは一旦この報告書をまとめたところで終了はしております。ただ、別の研究会を持っておりますので、そちらの研究会で更にいろんな研究をしていくことを予定しております。そちらのメンバーもまだまだ検討は必要かなと思っております。ただ、検討していく中身だけではなくて、スケールを考えたときに委員の数のそのものを増やすこともなかなかできないので、現行でお願いしている方々を中心に、足りないところをだんだん補足していく形になるかなと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

先ほどの内閣府がされました今年度の青少年インターネット利用環境実態調査結果で、フィルタリングの利用率が前年よりも増えているという、着実な取組のプラスの方向での影響が示唆されました。本日は保護者のためのフィルタリング研究会の報告書の中でも資料2-1の7ページ目に、保護者への期待は大きい、利用主体としての責任の行使、厳しいものから緩いものへと子どもの成長に合わせた適切な調節活用ということで、勿論行政や事業者などの関係者の自立的な努力は必要だけれども、保護者向けの支援が大変不可欠だという研究会からの活動を通しての御提案がありました。

そうした中、日本PTA全国協議会の曾我顧問からも、全国高等学校PTAの高橋顧問からも、本当に子どもたちが学校で学んでいる間のメディアの環境変化の中で保護者も変わっていくので、そうした変化に応じた啓発活動であるとか、対応が極めて重要であるという御指摘をいただきました。それを考えますと子どもたちがインターネットを活用する中でネガティブな影響を受けないようにするためには、社会の中でまず事業者が先行してフィルタリングの条件整備を急速に進めてくださってはいるのですが、改めて保護者の皆様により自覚的に取り組んでいただくように、どう啓発していくかということが非常に重要だということが、これまでの各団体及びいろいろな取組をされている方からの報告から伺えると思います。

その中で最後に御報告いただいた文部科学省の皆様の取組で、やはり子どもだけではなくて保護者への啓発が大変進められていると受け止めました。しかしながら、それは学校の保護者への取組となりますので、地域差や学校差が伺えるかもしれません。よりきめ細かな対応をしていく際に、文部科学省としては主として地域、自治体との関係が教育委員会にならざるを得ないと思うんですけれども、それをもう少し垣根をより幅広い、総務省の方との連携も進んでいるようですので、是非保護者の意識高めるための総合的な共同の取組というのが、更に必要になってきているのではないかという感想を持ちました。

どちらのPTAの方でもいいんですが、曾我さんでも高橋さんでもよろしいんですけれども、そういう中で保護者に対して更に有力な啓発の手法であるとか、本当は予算があればこういうことも有効ではないのかということがありましたら、もう一言教えていただけ

ればありがたいと思います。

以上です。

○清水座長 曾我委員、お願いします。

○曾我委員 大変ありがたい御意見ですが、私はP T Aの立場で啓発を過去に、もう6年前からいろいろ熊本ではやっていました。それが全国でこのような形で環境整備ができるときに日本P T Aの役員としてここに入って、いろんな学びをしました。その中で安心ネットづくり促進協議会の役員となって、安心ネットづくり促進協議会という枠の中で今まで取り組んできている啓発があります。

よく考えてみると、今までP T AとしてやっているときにはP T Aの内側だけの啓発しか進まない。つまり、それぞれのエリアであれば自分の担当エリアではできるんですけども、担当エリア外に対しては隣のP T Aという発想でしかお話ができないんです。ところが、安心ネットづくり促進協議会でやると、それが全国の子どもたちという発想、また、この会議の中では全国の子どもたちという発想の中での普及啓発の取り組み方になってくる。

もう一つ、安心ネットづくり促進協議会でよかったことは、企業の方もともにこの取組をしているという後ろがあるわけです。一番P T Aにとってさまざまな問題を起こしている部分に、企業の誘いがあるという言い方をされる保護者もたくさんいるんです。つまり、企業がこういうものを開発し過ぎたからという言い方をする方がいる。ところが、それを一番逆に言うと、利用しているのが保護者を通して子どもなんです。全然つじつまが合わないんですが、つじつまが合うようになっていくためには安心ネットづくり促進協議会のようなところで、すべてが一緒になってみんなで取り組んでいるという姿勢を見せることによって、それぞれに垣根が高過ぎて情報が入ってこなかった。

それももう一点の部分では省庁連携ということも含めて総務省、文科省、内閣府、経産省、法務省、警察庁など、皆さんと連携をしながら我々安心ネットづくり促進協議会は啓発活動をやっているということになると、先方のP T Aも垣根が少しずつ下がってきて、自分たちの内側のものを広げて、きちんと話題の中に入ってくる。そのくらいに保護者というのは自分に素直になれないものに関しては非常に高い垣根を設定して、入ってくることを拒むというところもありますので、そういう意味では私は安心ネットづくり促進協議会の普及啓発という役割は、進捗が遅くとも相当大きなものがあると思いますし、その安心ネットづくり促進協議会はまさに今、一番、各省庁さんと連携をして、きちんと保護者に伝えていくことができなければいけない。

もう一点は、P T Aはどうしても文科省さんが胸襟を開いていただいて、それは後押ししますよという言い方をしてくださらないと、P T Aの会議の中にこの啓発事業を入れてくれるということをしてできないんです。やはり物すごく垣根が高いんです。それが最近P T Aから安心ネットづくり促進協議会に、こういう啓発のシンポジウムを開いてほしい、連携をしたいとか言うてくださるようになったことだけでも、相当大きな進歩かなと思いま

すし、子ども青少年インターネット環境整備法がよりよく知られていき、よりよい方向性を示すことも、そこからの情報をきちんと入手することが現状を踏まえることにつながると思いますので、**23**年度はまさしく文科省、総務省、経産省や子どもたちに関わるさまざまな方たちときちんと連携をして、それぞれのシンポジウムをしっかりと開催していき、少なくとも開催をしていただいた県からは発信をすると必ずされていないところも広がりを持って、我々のところでもという話になったときに十分なキャラバン隊を用意していただいて、そこに啓発活動を行うことを提供できるようにしていただける準備をしておいていただきたい。

まだ入り口だと思いますので、今、清原市長がおっしゃったように、子どもとしてはその準備をこの会議の中で今後していただくような省庁連携、また、民間企業とも連携ができるような環境をおつくりいただきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。もし誤解があったらいけないんですが、あえて申し上げますけれども、従来PTAの皆様はいわゆる青少年を取り巻く有害な情報環境というものを改善してほしいと強く問題提起をし、また、求める活動の方が一般的ではなかったかなと思います。しかしながら、この青少年のインターネットをめぐる状況については、そうした改善を事業者あるいは府省に求めるだけではなくて、自ら保護者として主体的に、自主的に子どもたちのために学びながら、ともによりよいインターネット利用環境をつくっていかうという方向性を大きく打ち出されてきたと認識しております。その意味で青少年の問題を考えるとというのは保護者の存在というのは大変要であり、私としては今回の報告書や各団体の皆様への取組の中で、その動きが鮮明に出てきていることは大変有意義であり貴重なことでありまして、今、曾我顧問からもそうした前向きな意識的な御発言をいただきましたので、大変心強く思いまして、私たちも条件整備に関わる者としてともに進められればなと思いました。ありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 先ほどの清原市長のお話の続きなんですけれども、今度は高校の立場で違う視点で考えますと、どうやって保護者が一緒にうまく動けるかというので、先ほど私の方から提言した中にもあったんですが、例えば各省庁でいろんな調査をします。**2,000**人なら**2,000**人、**3,000**人なら**3,000**人調査します。子どもの中でちょっと問題になっているエイズが非常に今、人数が増えていますというのは5年ほど前だったんですけれども、全国の高校生1万人からアンケートをとってやっている。実際に実費的なものは変わらないわけです。ですから、そういった中にPTAを巻き込んでいただいて、アンケートの内容等も少し一緒に聞かせていただいて、アンケートをとる方法をPTAに預けていただいたら、何となく自分たちも一緒に入ってやっているんだという意識が出てくるんです。

その報告書を発表するときにも、例えば今週も土日に全国の会長会があったんですけれ

ども、そういった席で前も総務省さんから発表してもらったりとか、生の話をさせていただくと自分たちも一緒になってアンケート調査をやったんだ、そのアンケート結果に対してこういったところが不足しているから、こういった対応をすべきだろうというところで、携帯問題も3年前に出たときにPTAも巻き込んでいただいた。世論調査とかネット関係の方もいろんな協議会をつくっていただいて、いろんな講習会にも指導者として来てくれた。それで本当に盛り上がったという感じがするんです。

ですから総務省が発表しました、経産省が発表しました、最後に内閣府も発表しました、警察庁も発表しましたという数字をただもらっても、ふうんとしかないとところが意外とあるのかなというところがありますので、できたらそういったところが発表するとき、一緒に日Pさんとか高Pの会長会に来ていただいてとか、一緒に調査をしてくれた結果こうなった。これに対してどう思うかということをやると、今まで以上の力が発揮できていくのではないかと。

私どもは予算がないのを覚悟でやっていますので、自前のPTA会費をあげてでもそういったものに関してこれから調査が必要だ、特に携帯問題に関しては3年経っているのもう一回やろうということをやっていますし、先日の土日でも一応各役員会でOKをもらっています。だから来年度は私どもも調査を予定しているんですけども、今回内閣府さんの数字を見ても、私どもが思っていた数字とほぼ近い数字にだんだん近寄ってきましたので、今までは調査をしてもその調査はどこでやった調査ですかと、数字がばらばら動くので、私たちがやった方が実態の数字がつかめるのではないかと感じがしました。

そういったふうによくいい形で巻き込んでいただければ、もっと効率よく、みんな意識が目覚めて、今まで以上に保護者の力が日Pも高Pも発揮できるようなことがあるのではないかと。その辺をうまく協議しながらお互い協力し合っていけば、今まで以上にもう一回いいリテラシー教育ができるのではないかと考えます。

今後、携帯がスマートフォンとかそういった時代になっていきます。3年前も携帯に関してのフィルタリングはとんでもない話ということで相手にされなかったのが、この3年できれいに随分進みましたので、スマートフォン関係に関しては今後いろんな問題が出てくると思うし、全部先取りしていろんな調査研究等、対応に関してもできるだけ民間レベルで自主的にできるような対応策を協議できるような形をとっていただければと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。まだあるかと思いますが、本日は重要な審議がありますので、また御意見等は事務局にお寄せいただければと思います。

議題3に移らせていただきたいと思います。これは自由討議ですけども、資料4-1を先にごらんいただきたいと思います。

前回、前々回を通じまして課題1から課題12までございまして、それぞれの課題につきまして関係省庁が精力的に検討してくださっております。本日はその関係省庁から報告をいただくこととなりますけれども、その結果につきましてこの検討会で御意見をいただ

きまして、特に本日は総論的な検討をさせていただきたいと思います。そして1～12の課題につきまして対処方針といいますか、提言の方向性を本日決定させていただきたいところでございます。

精力的に検討していただいておりますので、かなりいい形の御報告があらうかと思いませんけれども、時間が非常に限られているということがございますので、事務局から後ほど御説明をいただきますけれども、本日の検討会の後も御意見を受け付けさせていただきまして、それも含めまして第7回から当検討会で検討してきた成果として、中間報告書案を次回までに作成するという計画をしております。このような考えで進めたいと思いますが、この点よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○清水座長 ありがとうございます。本日は総論的な御意見をいただいて、また中間報告書の案を作成することになりますが、事務局に精力的にやっていただくことになりませんが、この作成につきましては藤原座長代理と座長の私が監修するという形で、事務局で作成するとさせていただきたいと考えておりますが、この点もよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○清水座長 ありがとうございます。それでは、藤原座長代理、よろしく願いいたします。

それでは、資料4-1の課題1から順次お願いをしたいと思います。それぞれの課題について申しますので、関係する省庁から御報告をいただきまして、御意見をいただきたいと思いますところでありませう。

では、課題1につきまして総務省からよろしく願います。

○鈴木課長 総務省でございます。お手元に資料4-2-1と資料4-2-2がございます。この資料4-2-2が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」ということで、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」、これは昨年9月よりワーキンググループを設置しまして、ワーキンググループを7回、親会を2回、計9回開催いたしまして、昨日公表いたしました中間報告でございます。大変大部でございますので、課題に沿って抜粋してとりまとめておりますのがA4横の資料4-2-1でございますので、こちらに基づいて御説明をさせていただきたいと思ひます。

課題1の保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方についてでございますけれども、こちらにつきましては概要、下の方に中間報告の抜粋該当部分がございますが、保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基本とすべきである。青少年本人の同意を前提として、保護者に対してウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールは、利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話インターネット利用に強い制約をもたらす、青少年のプライバシ

一への強い制限となるため、当該ツールを直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきでないということで、中間報告の中でとりまとめているところでございます。これは昨年12月14日の前回検討会にも、整理案として御報告させていただいた内容と同趣旨となっております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。課題1につきましてほかによろしいでしょうか。

それでは、これにつきまして御意見をいただきたいと思います。前回からかなりバージョンアップされたものなんですけれども、御説明はごく簡単に行っておりますが、4-2-2という形での資料もいただいております。保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方という議題でございます。藤原座長代理、お願いします。

○藤原座長代理 結論はこのとおりだと思うのですが、最初のポツはどうしても要るのでしょうか。本文21ページはそのとおりだと思って読んでいたのですが、最後の「そもそも」という書き方がそういう感じを与えるのかもしれませんが、ここも家庭の問題だろうという気がするのです。保護者が選べばいいことである。だから、ツールなんかは勿論要らないけれども、2つ目のポツはおっしゃるとおりなのですが、何々を基本とするかどうかとか、見守りがどうのこうのなども同じ意味で本当は要らないのかなという感じを受けたということです。

先ほど清原委員が保護者が要ではないかとおっしゃったのですが、自由とかそういったことのためには上に書いてあるのはごもっともで、そのとおりだと思ったのですが、「そもそも」などと言うと、そこからはじまる表現、文書も踏み込んでいるのではないかという感じを受けたということです。

○鈴木課長 この表現ぶりについては、またいろいろ御意見があるところだろうと思います。このワーキンググループで議論する中でとりまとめられたのは、こういった記載になったものでございますけれども、ここは例えばでございますが、18ページ③にございまずとおり、このワーキンググループの中での議論としましては、保護者の役割について先ほど各委員からも御意見がございましたとおり、インターネット環境の整備の役割を担い、権利を持ち、直接監護・教育する立場にある保護者が一義的に、そういった権利や役割を担うのではないかという基本的な考え方に立って、その後、整備されたというものでございます。またいろいろ御意見はあろうかと思いますが、御報告だけさせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 今お話をいただいた部分があるんですが、基本的に一番今、大事なことは、保護者が自らきちんとした意識を持って、青少年を見守っていくことが非常に重要であるということです。しかしながら、そのときでさまざまな保護者の御意見があるので、保護者のそれぞれの判断権を奪うことはしない。ここだけは非常に重要な部分で、けれども、奪わないだけでも放置していいのかということ、そうではないんだという、ここを物すごく明確にしていかなければならないという部分の中で、総務省で非常に論議をした部分

でありますので、そこだけ強調して報告をさせていただきたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。ほかに課題1につきまして御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見等ございましたけれども、基本的には課題1につきましては、ただいま御報告がありました内容を中心にして提言するという方向に、総括的には決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。それでは、課題2に移らせていただきたいと思います。保護者等に対する実効性のある普及啓発の在り方でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木課長 引き続きまして、資料4-2-1の2ページをごらんいただきたいと思います。課題2の保護者等に対する実効性ある普及啓発の在り方につきましては、概要にございますとおり2月以降に検討予定としてございます。ただし、法制度に関わるような事柄については、普及啓発の部分では影響はないのではないかと考えてございます。

また、指標の関係でございますが、2点目として保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標も、重要な政策ターゲットとすべきである。行政には保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標を整備し、定期的に公表していくことが求められるということにとりまとめてございます。

このほか、今後の在り方については今後検討予定でございますけれども、これまでの関係者の取組については中間報告の中でもとりまとめて記載してございまして、資料4-2-2で申しますと13ページからでございますが、主にフィルタリングの普及についてでございますけれども、13~14ページに国及び地方公共団体、携帯電話事業者、フィルタリング関係事業者、第三者機関についての取組について記載してございまして、15ページの民間団体による自主的な取組の発展ということで、先ほどから何度も出てきております安心ネットづくり促進協議会の活動につきましても、15~16ページにかけてこれまでの取組について総括記載しているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。議題2につきまして御意見をいただきたいと思っております。経済産業省さん、どうぞ。

○村瀬課長 補足の御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料4-3-1としてお配りしている資料をご覧ください。インターネットを巡る環境変化に対応して、基本的に本検討会の検討課題5に関することを中心に、あわせて検討課題1及び2に関することも含めて議論する場として、2ページのような研究会をレイティング/フィルタリング連絡協議会の中に設置して、清水先生を座長にお迎えし、事業者やPTAの方等を含む有識者の方にも御参加いただいて、昨年11月以降、御議論をしていただきました。

主な検討である検討課題5については後ほど説明をさせていただきますが、6ページ目

で検討課題1及び2に関する検討結果にも触れていますので御説明します。この検討結果では、先ほどの総務省の説明にもありましたが、事業者がこれまで様々な取組をしてきたことを整理して、今後の取組として以下のような点に留意しながら進めていくことの重要性が指摘されたところです。当省としても、引き続き事業者が保護者に普及啓発するための場を提供することに努めたいと思いますし、以下のような事業者による自主的取組を必要に応じて促していきたいと思っております。

参考までに2点ほど御紹介させていただきます。例えば1点目として、フィルタリングに関する情報提供をより強化していくということが挙げられます。そもそもインターネットに接続可能かどうか、パスワードロック方式は利用可能かといった基礎的な情報を保護者に提供していくことが大事であるとされました。また、例えばゲーム機等で子どもに製品を手渡す前の段階で、保護者が情報を認識できるようにパッケージ表示の工夫ですとか、パッケージ表示からの取扱説明書の誘導といったきめ細やかな工夫をしていただくことが、重要であるということも指摘されております。

2点目としては、保護者が使いやすいフィルタリングの設定方式を検討することが大事ではないかということです。機器の初期設定の際にフィルタリングの設定に誘導するとか、より使いやすく大まかに、例えば小学生向けや中学生向けといったように、カテゴリを保護者にとって利用しやすい形で整理していくといったようなことが重要であると指摘されました。

以上御参考までに御紹介させていただきます。

○清水座長 どうもありがとうございました。総務省、経済産業省から御説明をいただきましたけれども、御意見はございますでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

検討課題の案2の保護者等に対する実効性ある普及啓発の在り方の概要には、今、経済産業省さんからの御説明では、どちらかと言えば適切にフィルタリングができるような保護者の知識とか、具体的な操作でありますとか、そういうきめの細かい内容が示されたわけですが、概要のまとめになりますと、それはそれとしてそれだけにとどまらず、単にフィルタリングができるできない、あるいはできるということとどまらない、更により広義のインターネットリテラシーが求められるべきであるという部分が、概要としてまとめられているように思いました。

これは恐らく案3のところ、具体的なフィルタリングの内容に焦点が合わされているので、そういうところよりもより幅広いインターネットリテラシーを強調した検討結果が集約されたものと推測されます。けれども、目標としては勿論幅広いインターネットリテラシーが保護者に身に付いていることが重要なことだと思うんですが、前半で言えばフィルタリングが適切にできるということがまず強調されて、その上で、しかしながらそれにとどまらず、国際的な点からもこうしたことを通して、保護者も青少年もともに幅広い意味でのインターネットリテラシーが向上するという、論理的なつながりの方が自然かなと

も思いまして、検討課題の案2、案3の順番なのでございますけれども、このままでよいとしても少し案2の概要の説明が短過ぎるかなと思ひまして、少し補足をした方がいいかなという提案でございます。

○清水座長 ありがとうございます。国分委員、どうぞ。

○国分委員 今、清原委員が言われましたけれども、案2につきまして携帯電話の利用は、胸のポケットに入るぐらいの大きい携帯電話のときからカウントすると、15～16年経っています。高校生、大学生の一部が持ち始めたのが10年ぐらい前で、そういう子どもたちがそのまま育って10年経つと20歳ぐらいの人が30歳になる訳で、だんだん子どもを持つ親になってくる。ですから、何もわからない保護者というワンパターンのイメージがあって、いろいろ工夫してもなかなかそういう声が届かないというような議論ですけれども、世代が変わってきて、親たちは時間とともにリテラシーレベルが上がるのではないかと、将来に対して明るい展望を持っているんです。そういう観点での調査というのは今まで余りされたことがないような気もするものですから、そういう視点もあってもいいかなと思ひました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 お二方からの御発言の内容にありましてとおひ、ここは保護者に対してどうするかですね。具体的には、フィルタリング云々というよりも「保護者をいかに巻き込んでいくか」かだと思ひます。確かに、国分さんからお話があったように、これからの保護者の利用技術に関するリテラシーは、向上していくでしょう。その反面、プライベートで使い始めた世代なので、社会的な規範意識を伴う使い方への感覚が希薄になりがちなのです。例えば、ツイッターで何気なくつぶやいたことが日本中のメディアで大騒ぎになったケースも記憶に新しいですが、ネットの公開性を知識としては知っているにも関わらず、ついつい友達へのメール感覚でメッセージを公開してしまうような世代が親になってくるわけですから、今後は、これまでと違う指導の仕方が必要になってくるでしょう。

そのため、是非ここで御検討いただきたいのは、こういったデジタル世代の保護者の特質も考慮した実効性のある普及啓発ツールです。これまでの検討会でも繰り返し発言させていただきましたが、事業者のみなさんや各省庁からの配布物は内容も時期もバラバラで、数はたくさんあっても何をいつどう使えばいいのかよくわかりません。そうではなくて、携帯・インターネットの正しく安全な使い方や、学齢や子どもの成長に応じた保護者の向き合い方等をわかりやすくまとめた「小学生とその保護者」、「中学生とその保護者」、「高校生とその保護者」向けの小冊子をそれぞれ毎年1冊作り、小・中・高の入学説明会や入学式で全国一斉に同じものを配るような方法が最も有効ではないかと思ひます。そのタイミングであればほとんどの保護者の手に渡りますし、冊子であれば卒業時まで保管できて必要なときには読んだり調べたりできますから。

それ以外のタイミングで小出しに配っても、保護者の手に渡らなかつたり、日常の中で

読まれず忘れられてしまうことも多いので、そういう“保護者が意識して揃う”タイミングに、この3年間、この6年間は保護者としてこういう向き合い方をしていきたいと思います！という、指針になるようなものを配ることを検討されたほうが良いと考えます。そして、調査によって見えてくる保護者の世代による違いを、これを継続していく中で反映させていくというのはいかがでしょうか。そうすれば、温度差のない同じ知識やノウハウが、一斉に各ご家族に行き渡りますから、保護者への普及啓発のベースが出来上がると思われましたので、発言させていただきました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。今のような御意見を踏まえて提言を検討していくということで、議題2はよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。それでは、議題3でございます。保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対応策等のフィルタリングのさらなる普及に向けた取組につきまして、御説明をお願いいたします。

○鈴木課長 課題3の安易なフィルタリング不使用・解除への対策についてでございます。お手元の資料4-2-1の2ページの下の部分の概要でございますけれども、まず一部地方公共団体の条例の中でフィルタリング解除理由の制限、解除理由書の提出等の保護者の判断を制限する取組が行われていますが、こういった取組についてはフィルタリング普及に一定の効果をあげていると考えられるものの、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、このような取組は各地方の実態にかんがみた例外的な措置としてとらえるべきであるということ、1点目でとりまとめております。

3ページ、携帯電話事業者、契約代理店には保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や、保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。とりわけ保護者によるフィルタリング不使用/解除申告時には、フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることについて、説明することが求められるとしております。

3点目としまして、いわゆる「親ケータイ」の問題でございます。この点は前回のこの検討会でも出た御意見でございまして、総務省の研究会の中でも議論をしてとりまとめたものでございます。こういったいわゆる「親ケータイ」につきましては携帯電話事業者に新規契約、機種変更等の機会をとらえた確認等により、青少年利用の有無の確認強化を進めていくことが求められるということで、そこから下は具体的に中間報告の該当部分を抜粋したもので5ページまで入っております。

4ページの真ん中辺りに※が付いておりますけれども、この部分は先ほど曾我委員、高橋委員、別所委員からお話ございましたし、経産省さんの御報告の中にもございましたが、年齢段階別ということで総務省の検討会でもそういう議論がございまして、その説明時には、例えば小学生には最も閲覧範囲が限定されたリスクの低いフィルタリング方式を

推奨する等、年齢段階に応じた適切な方式が推奨されることが望ましいという形でとりまとめてございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。御意見等をお願いします。

○藤原座長代理 今回の議論に関連して別所委員に教えてほしいのですが、先ほど段階的とおっしゃったんですが、別所委員ご提示の研究会の報告書を見たら、この段階的というのは学齢でも年齢でもなくて、どちらかというと言熟度と読めるのですが、それはそういう理解でよろしいのですか。

○別所委員 学齢で明確に区別できるかというとなかなか難しいので「個々人の発達段階に応じた」という表現をさせていただいています。モデルとしては試論として組み立てたものを公表させていただいていますけれども、コミュニケーションのスキルですとか、機械を使うための習熟度というものを縦軸と横軸に据えて、段階度を図っていくというモデルにしています。

もう少しこれを例えば学齢にざっくり当てはめて、わかりやすくできないかという議論も勿論あるのですが、多分フィルタリングみたいなものに当てはめて提供するときには、そういう思い切りをしなければいけないんでしょうが、研究をしたときにはそこまでの思い切りはできておらず、今、言ったようなものを横軸、縦軸に据えた発達段階を想定して、提言をさせていただきます。

○藤原座長代理 ありがとうございます。細かいのは望ましいけれども、段階というのは難しいのかなと思ったので。

○清水座長 ほかにございますでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 経済産業省の方に伺った方がいいかと思いますが、総務省資料4-2-1の5ページの上のところに、契約代理店に求められる事項ということで書かれています。つまり、保護者が子どもにフィルタリングをと言っても、自分でするわけではなくて契約代理店等、いわゆる携帯電話を求めるところで最初の契約のとき、あるいはその後の状況に応じてということになると思うのですが、とりわけ契約代理店や小売店に対しての働きかけということについて、今回経産省さんの研究会でも事業者の既存の取組例を踏まえながら御検討がなされたということなものですから、総務省さんのこのまとめ方に対して経済産業省さんとしては同様な認識をお持ちなのか、更に何か踏み込んだ取組などについてのイメージをお持ちなのか、教えていただければなと思いました。

以上です。

○村瀬課長 総務省でまとめられている契約代理店のところは、特に携帯電話の契約を想定されていると思います。携帯電話の契約代理店については我々のスコープと重複する部分もありますので、総務省の検討状況の共有を受けながら連携して検討してきました。

○清原委員 ほぼ同じと考えてよろしいですか。

○村瀬課長 総務省の整理内容について共有させていただきながら、我々もその整理で妥

当であると考えておりました。

○清原委員 安心しました。先ほどから各省の連携などと申し上げているんですが、検討はそれぞれがそれぞれでなさっている中で重なり合っていれば。

○村瀬課長 重複がないように話し合いながら進めております。

○清原委員 ありがとうございます。

○清水座長 私も総務省と経産省は非常に連携しているというのをよく聞いております。

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 フィルタリングに関しては誤解が生じる可能性もありますので、パソコン等通常のインターネット環境でのフィルタリングか、携帯電話のフィルタリングか、それともフィルタリング全般を指すのかがはっきりわかるように、この資料全体で統一したで統一した表記が工夫できたらいいなと思います。

それだけでなく、この資料の内容は購入時や契約更新時について述べられていると思いますが、ご存じのように小学生の場合は保護者の携帯を貸し与えるケースが大変多くなっています。保護者が普段使っている携帯をそのまま貸すケースが多いため、フィルタリングがかかっていない携帯を小学生が利用しているという現状です。

前回も申し上げたかもしれませんが、フィルタリングではじかれるようなサイトは見ない・使わない保護者がほとんどなので、設定をしても支障がないはず。であれば、時々であっても子どもに貸す保護者には、自分の携帯にもフィルタリングをかけるように販売店はアドバイスすべきだという指針のようなものを示したり、保護者に直接伝えられるようなルートを考えたりということが、特に小さいお子さんを持つご家庭には必要ではないかと思っていますが、その辺りについて言及されていません。こういったことに関しては、意識して明記しない限りスルーされがちなので、貸出し用のものもしっかりフィルタリングをかける心がけが不可欠だということを、是非とも盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

○鈴木課長 いわゆる「親ケータイ」の問題は前回もこの場でも御指摘をいただいて、総務省のワーキンググループでも検討をいたしまして、お手元の資料4-2-2の中間報告21ページの下のところでも取り上げて、特に議論をしてまとめたものでございます。ただ、このときの議論の中では一番下のところでございますけれども、先ほど尾花先生から御指摘があったように一時的に貸し与えるケース、これは保護者はそれに伴うリスクを正しく認識することが求められるということで、総務省の研究会の中では保護者に対してリスクをきちんと認識してくださいというところまでで、今おっしゃったような踏み込みまではできていない状況でございます。

以上、御報告させていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今回のメインのテーマで一番問題になっているフィルタリングの話で、今、尾花さんからの話は全く私たちも同じことを考えておまして、最近は開き直ってとんで

もない発言をして皆さんからおしかりを受けているんですけども、高校のPTAから全部携帯屋さんをお願いをして、初めから全部携帯電話にフィルターがかかっている状態で販売できないかという提案をしようかというところまで来ている。これは極論なんですけれども、まず今のところは理想形としては、親が携帯の中身を理解していない人がいっぱいいる。フィルタリングというものも理解していない方がいっぱいいる。まずここからやっっていこうというのが今の状況なので、この3年で少しは進歩してきましたけれども、基本的なリテラシーというのは、子どもに対しても保護者に対してもきちんとやっていくべきだろうということで、今の段階としてはこういった問題でいいのではないかな。

先ほど別所さんのグループの話も出ましたけれども、30代初めの若い人たちは高校生のときからずっと携帯をやっていますので、十何年やっています。今度は幼稚園とか小学校の親になっていくんですけども、そういった人たちがある程度理解してくると、家庭ごとによっていろんな使用制限等もできますので、フィルタリングもやっていくという時代が来ればいいなと思っています。

先ほどの尾花さんの話と私が競合したのは、毎回保護者が悪い、何%しかない、携帯の普及率が低いということも散々この3年間言われてきたので、そこまで言うんだったら基本的に初めからフィルターをかけた状態で販売していただいて、一般の社会人の方々は外していただいてということの説明していけば、全国の子どもたちのためにみんな国民で協力しようよという方法もあるかなと考えたんですけども、そこまで行くには早過ぎるということで、気持ち的には非常に理解できます。でも、その前にまず基本的なリテラシー教育をきちんとやっていく。その基盤である今回のこういった指針がはっきり出て、それと並行してやっていってもいいのではないかなという気がします。

○清水座長 ありがとうございます。

○曾我委員 ちょっとだけ付け加えてもいいですか。PTAの立場で申し上げているフィルタリングの完全義務化というのは、解除できないという意味ですので、基本的に保護者が解除できるということが今、高橋委員がおっしゃったように、すべての方たちにフィルタリングしたものを渡して、その後それぞれの大人が使う判断に応じて解除すれば、意識としてこの携帯を解除している、解除していないということになるんです。ところが、フィルタリングをしていないものを販売されると、基本的にその中がどうなっているかということも意識なく使っている。

青少年にフィルタリングをと申し上げたときに、まずはフィルタリングして、その後、保護者に解除してもらおうのは構いませんと申し上げたのも、自分の手で解除しているということでその意識を高めるという目的があった中で、フィルタリングをした携帯を自分でコントロールするのは構わないけれども、まずは面倒くさいフィルタリングをするということではなくて、面倒くさくなく、まずフィルタリングをしたものを簡単に保護者の意思において解除できるなら、親は多分不便でなければ解除しないまま使ってしまうと思うので、そういうことが望ましいであろう。

しかしながら完全義務化というのは、解除させないということに関してはそれぞれの権限があるので、そこまでは申し上げないということだけ申し上げていることを、しっかり御理解をいただきたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。簡単をお願いします。

○別所委員 今の話、一連のものもそうなんですけれども、忘れていただきたいくないのはフィルタリングがオンオフではないということです。ですからフィルタリングを最初に入れて外す、外さないといったときに、どのフィルタリングが入っているかというのが一番重要で、例えばフィルターされているものも親も使えるでしょうと言ったときに、ホワイトリストを念頭に皆さんおっしゃっているんだと思うんです。ブラックリスト方式とは全く違いますし、外さないと多分使えないものがたくさん出てきてしまうわけですので、フィルタリングと言ったときに1種類しかなく、かつ、オンオフでやっているという前提ではなくて、多様な設定をしなければいけないんだということを前提に、いろんなことをお考えいただきたいということを追加させていただければと思います。

○清水座長 おっしゃるとおりだと思います。いろいろ御意見をいただきましたけれども、それを検討しながらまとめる、点検をするということでもよろしいでしょうか。簡単にこうだと言いきれない課題でありますので、よろしくをお願いします。

それでは、課題4に移らせていただきたいと思います。フィルタリングの実効性の向上ということでございます。御説明をお願いします。

○鈴木課長 課題4についてでございます。資料4-2-1の5ページ下のところでございます。

フィルタリング関係事業者には、更に利用者意向に配慮した利用しやすいフィルタリングを提供することや、基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、独立性と透明性を確保する仕組みづくりに検討すること等が求められるとしております。

2点目として、第三者機関には認定サイトにおける犯罪抑止のために、運用監視の実効性の向上と認定基準の有効性の向上が強く求められる。その前提として、第三者機関が広く認定サイトに関する情報収集、取得、分析を行うことが必要としています。

第三者機関には、客観的で公平な立場からサイトの評価を中立的に行い得るための必要不可欠の前提としての独立性が求められる。認定の実効性を高めるために他の機関と連携をした場合に、基準策定や認定取消処分にはほかの機関が影響を及ぼすおそれがあるが、特に監査的機能を有する部門において第三者機関の活動を外部的な視点から確認し、場合によっては第三者機関に対して助言や是正勧告を行う仕組みを整備することが、実効的な対策となるということで概要としてまとめております。具体的な中間報告の該当部分につきましては、6～7ページにかけまして記載しているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。御意見お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。それでは、課題4につきましては今の御説明を踏まえて、提言をまとめさせていただきたいと思います。

課題5の説明をお願いします。

○鈴木課長 課題5、新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務の在り方の検討についてでございます。引き続き資料4-2-1の7ページの概要でございます。

まず、どういうサービスについて、フィルタリングの利用を条件に役務提供をすることになるかということを検討いたしまして、ここにあります青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスとして、パーソナル性が高く青少年利用の多いサービスについては、フィルタリングの利用を条件に役務提供をする等の、より積極的な対応を事業者に求めるとしてございます。そして、この後それぞれの端末、ネットワーク等に分類して記載してございます。

携帯電話端末、携帯電話回線利用については青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスであり、フィルタリングの利用を条件に役務提供をすることが事業者求められる。これは現行制度でもそうになっておりますが、引き続き求められるということでございます。携帯電話端末にスマートフォンが含まれることに異論の余地はないとしております。

携帯電話端末の無線LAN利用については、現時点では必ずしも青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスとは言えず、フィルタリングの利用を条件に役務提供をすることが事業者を求めることまでは要しない。ただし、今後の無線LANの普及を見越して現時点から実効性ある対策を検討する必要がある、最終報告、これは総務省の研究会で、この春4月ごろまでにとりまとめる予定になってございますが、その最終報告までに、各関係者に具体的に求められる事項の検討を行うことにしてございます。

その他の携帯型通信端末、ストレート型PC、ポータブルゲーム機、電子書籍リーダー等の携帯電話回線利用、無線LAN利用については、現時点では必ずしも青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスとは言えないとしてございます。

残された検討課題として、携帯電話端末の無線LAN利用の各関係者に求められる事項のほか、ペアレンタルロック機能の活用、アプリケーションソフトへの対応、これらについても最終報告書までに結論を得ることとしてございます。

7ページで中間報告の該当部分を抜粋してございます。

以上でございます。

○村瀬課長 補足をさせていただきます。先ほど御説明させていただいた資料4-3-1でございます。今、総務省から御説明のあった内容と基本的に同じ方向性が出ております。1ページ目(1)にありますように、最近ゲーム機などもインターネットに接続可能なものが出てきております。こうした様々な機器を一律に評価して対応を考えるということではなくて、各機器の特性に応じて適切な対策を考えられる一定の基準を持った上で、望ま

しい対応をきめ細かく見ていくことが必要ではないかということについて、レイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会で議論をしてきました。

整理としては3ページ目です。どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいかと、どのような方式でフィルタリングが提供されるのが望ましいのかについて、それぞれ2点ずつ、合計4点の判断基準があるという整理になっております。

どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいかについてですが、まず1点目として、青少年が単独で利用する程度が高いものとそうでないものという青少年の利用実態を踏まえて判断されるべきであるということです。

2点目として、オープンなインターネット上のウェブサイトを利用するものなのか、それとも一定の事業者がきっちりと管理しているクローズなネットワークを利用するものなのかといった接続先ネットワークの状況も踏まえて判断されていくべきであろうということです。

どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいのかについては、すなわち機器側の対応が中心になるのか、ネット側の対応が中心になるのかといったことでもあります。これについてまず1点目として、機器側の性能に期待できるものとそうでないものがあるということです。性能の高いものについては機器側の対応にある程度期待できる部分が多くなりますが、逆に機器側の性能に期待できないものは、あまり機器側の対応を求められないものもありますので、ネット側の対応中心になってくるだろうということです。いずれにせよ、機器の性能を考慮して対応を考えるべきであろうということです。

2点目として、機器の可搬性の考慮も必要であろうということです。固定して使用する機器では、接続回線は変わりません。しかし携帯できるものは、子どもが外に持って行き、様々な接続経路で使用できる蓋然性が高くなります。したがって、こういった可搬性といったものも踏まえながら、利用者の移動等によって随時接続経路が変化しても、フィルタリングが切れ目無く提供されるように、関係事業者が連携して対応が検討される必要があるという結論になってございます。

以上を踏まえ、お手元の使用の4ページ目では、携帯電話以外の機器についてこれらの4点の基準に照らして整理をしています。例えばゲーム機でも運べるものと据置きのもの、パソコンもデスクトップ型のものでスレートのように持ち運べるもの、多機能プレイヤーのようなもので一部ネットにつながり得るもの、家庭に据え付けられたテレビでネットに接続できるものがありますが、現時点ではきちんとした事業者側の対応がされているのではないかという結論になっています。

ただ、5ページですけれども、この検討会でも御指摘されていますし、総務省のワーキンググループがまとめたレポートの中でも指摘されていますが、利用状況というのは時々刻々変化しています。そういった利用状況の変化を的確に捕えて、それに応じた対応が必要であり、機器の使われ方、効果、影響というものについて引き続き調査をしていく必要があるとの方向性が出されています。またスマートフォンについては、無線LANでのイ

インターネット利用もあります。先ほども説明がありましたが、青少年がスマートフォンを持っているという実態は現時点ではあまりないですが、将来普及が進むと想定されますので、スマートフォンからの無線LANでのインターネット利用については、今後の青少年の利用拡大に備えて総務省をはじめとした関係省庁や関係事業者ときちんと連携しながら、具体的対応を考えていく必要があるということが指摘されております。

駆け足ですが、補足の説明でございます。

○清水座長 ありがとうございます。曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 この部分では非常に大事なんですが、先ほどまで携帯電話とかPCと言っている段階には、そのものをターゲットにして本当に2種類ぐらいしかない。2つのものしかない。ところが、これからインターネットに接続可能なものがさまざまに出てくる。そうなってきたら一番簡単なことは、誰でも簡単に設定できるものになっていかないと、本当にわかる人しかできないようになってしまうと、フィルタリングの論議以上の論議、つまり放置状態という感じのイメージを消費者が持ってしまう。そういうふうにならないために、事前に我々が携帯電話やPCで論議したフィルタリングの形が、きちんとどういうものでも簡単に安心な状況が設定されるような社会、仕組みづくりを、ここでこそまさしく訴えることによって、過去のいろんな問題もすべて解決してくる道につながっていくと思いますので、誰でもできるというような、もう少し簡単なものになってほしいと思います。

逆に言うと、先ほど別所さんが申し上げた、一人ひとりが意識しなければいけないというのはよくわかるんですが、それだけのレベルを本当に国民全員に望めるかという言い方は申し訳ないんですけども、やはり誰でも、どの保護者でも子どもを守ることができるという状況づくりが、是非生まれるような環境づくりをお願いしたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。尾花委員、お願いします。

○尾花委員 今、曾我さんからもお話がありましたように、総務省さん、経産省さんの取組というか細かな検討内容は本当によく吟味されているのですが、1つだけ気になることがありました。それは、「パスワードロック」をフィルタリングの一種と捉えている点です。

「パスワードロック方式のフィルタリング」という考え方に、私は反対です。

フィルタリングは、ある条件に基づいて通すか通さないか、要するに網の目にかけてふるう仕組みです。さまざまある機能の中からインターネット機能を外すという行為を「機能のフィルタリング」ととらえれば、パスワードロックもフィルタリングの一種と考えられないでもないですが、パスワードロックはどちらかというところ「インターネットブロック機能」ではないでしょうか。フィルタリングよりインターネットをブロックする方が嬉しい保護者も多いのは、今、曾我さんがおっしゃられたとおり。テレビでもゲーム機でも携帯電話でも、それさえ設定すればインターネットがつながらなくなる、という単純明快な機能ですから。

例えば地デジ対応テレビの場合、インターネットブロック機能付となっていれば、それさえセットすればフィルタリングに悩むこともなく、2～3歳の子が留守番中にテレビを見ていても安心となるわけです。であれば、複雑な印象を与えるフィルタリング機能の1つにくくり込んでしまわずに、インターネットブロック機能とか、インターネットシャットアウト機能といった独立した1つの機能として、フィルタリングと並べておくほうが消費者には受け入れられるはずで、保護者はフィルタリングを設定してもいいし、お子さんが小さければインターネット接続そのものを×にしてしまうこともできるとした方が、伝わりやすく簡単です。わかりやすい「パスワードロック」という方法を、パスワードロック方式のフィルタリングと呼ぶことに関して懸念を抱いているのはそのためです。

もう一つ、双方のお話にスマートフォンに関することがそれほど多くありませんでしたが、すでに都会の高校生を中心に学生利用が急増している現状を考えますと、「今後増えるであろう」では遅すぎます。携帯会社の学割のCMの中で「スマートフォンなら更にお得！」とメッセージが流れているのを、皆さんごらんになっていませんか。閲覧するのはPCサイトであり、Wi-Fi接続が当たり前とされている機器であるにも関わらず、「スマートフォンなら更にお得！」と大々的に宣伝されている状況にある中で、これはもう少し先とか将来的に等とはいつていられません。そういった宣伝をするのであれば、販売店ならびに事業者の方々に、フィルタリングが機能しないことも含むWi-Fiの説明をすることを義務付ける必要があると思います。広告を打つぐらいなら、販売した後のことにも責任を持ちなさい！と。学割のメインターゲットは、中高校生なのですから。

とはいえ、こういったCM一つ一つを非難したり否定したりするのではなく、時代の潮流を察知し、意識した取組を考えていく必要があると思うのです。スマートフォンとWi-Fiについて伝えることによって、ゲーム機のWi-Fiについても「何だそういうことだったのか」と保護者の方が気づき、意識していただけるようになれば、かえっていい方に展開していくでしょう。ですから、スマートフォンを販売する際には、フィルタリングだけでなくWi-Fiの説明もちゃんとするように事業者に対して指示ができるようにしていくためにも、今後は、是非その辺りのことまできめ細かく検討をしていただけたら嬉しく思います。

以上です。

○鈴木課長 今、御指摘をいただきましたスマートフォンの関係でございますけれども、お手元の資料4-2-2の45ページでございます。確かに現段階では普及状況はまだ低いのではないかということではございますが、おっしゃるとおり総務省の研究会でも議論が出ました。これから急速に普及することも予想されますので、最終報告を今年4月までには関係者の求められる事項を検討するというところで、この45ページでも今後の無線LANの普及を見越して、現時点から実効性ある対策として、少なくとも携帯電話事業者には無線LAN接続時におけるフィルタリング等の閲覧制限機能の利用の可否について、保護者及び利用者に説明することが求められるということで、具体的にはこれから検討し

ていきますが、そういったリスクの説明等も含めまして、今後の求められる事項は4月ごろまでに整理をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。村瀬課長、どうぞ。

○村瀬課長 パスワードロック方式の呼び方については、関係者で議論しながら適切な呼び方を考えていくということだと思います。機器によってはパスワードロック方式の方が適切な機器もあると思いますので、現在検討を進めている判断基準に基づいてしっかりと対応していきたいと思います。

○清水座長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、課題5につきましては今、御報告のあった内容並びに御意見を踏まえて、提言ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 それでは、課題6に移らせていただきたいと思います。総務省から御説明をお願いします。

○鈴木課長 課題6、特定サーバー管理者の責任の在り方について資料4-2-1の8ページでございます。特定サーバー管理者の閲覧防止措置について、前回各課題について御説明をさせていただきましたが、それぞれについて検討を行ったものでございます。法的義務への引き上げ、青少年有害情報の監視義務の創設及び閲覧防止措置に対する免責規定の創設は不適切であり、自主的な取組の推進で対応すべきであるということで、ここは結論だけまとめてございますが、資料4-2-2の25~34ページまでに理由等も含めて詳細に記載してございます。

2つ目のポツですが、自主的な取組としては上位の特定サーバー管理者の催告にもかかわらず、下位の管理者において閲覧防止措置が講じられない等の場合に限って、上位の管理者が下位の管理者の管理する特定サーバーにつき、青少年閲覧防止措置をとり得る。その場合であっても、下位のサーバー管理者の判断を尊重する等のモデル約款の整備が考えられるとしております。

連絡受付体制の整備についてでございます。連絡受付体制整備については法的義務への引上げは不適切である。また、上位のサーバー管理者が有害情報を発見した外部機関に、下位の特定サーバー管理者の連絡先を提供する方策は検討の必要性に乏しい。よって、特定サーバー管理者間の自主的な取組で対応すべきであるとしてございます。ここも理由等については中間報告の中で詳細に記載してございます。

連絡受付体制についての自主的な取組といたしましては、上位の特定サーバー管理者において問い合わせフォーム等を整備し、下位の特定サーバー管理者にその仕様を推奨する等が考えられるとしてございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。課題6につきまして御意見をお願いいたします。

この項はよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。それでは、今の御説明を踏まえて提言をまとめさせていただきますと思います。

課題7に移らせていただきます。警察庁からお願いします。

○四方課長 警察庁でございます。課題7につきましては恐縮でございますが、前回報告した以降、警察庁で御検討いただいています総合セキュリティ対策会議での議論は、まだ進んでございませんので、前回御報告以上のことがまだ言えないのでございますけれども、少なくともこれまでの議論の中では青少年インターネット環境整備法を改正していただいて、何かしなければいけないのではないかという御議論には、これまでは至っていなかったのではないかと認識しております。

基本的には課題7の21条、22条の課題につきまして、事業者の方々の自主的な措置が中心に議論されておられますので、さきに案6につきまして総務省さんの方から御発言があったような、モデル約款等による対応の議論がこれまでは中心であった。これは青少年インターネット環境整備法だけではない幅広い違法有害情報対策が検討されておりますので、そのほかにも幾つかの対策がございますが、本法に関連するところでは事業者の方々の自主的な措置が中心で、御議論されているところでございます。

3月には最終的にまとめていただけるかと思っておりますので、まとめ次第、内閣府を通じて御報告を申し上げたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。御意見はございますでしょうか。3月までにまとめていただくということですが、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 非常に嫌なことを言わなければならないんですけども、この辺の法的にどうするか、青少年有害情報が発信された場合におけるサーバー管理者の努力義務は、警察庁の方から出てくると、その辺の言葉の重みというのが随分違ってくると思うので、実はショックを受けたのは今回の大相撲の件なんですけども、携帯のメールだとかそういったものがどこまで追究されていくのか。しかもそれがマスコミに公表された。これは文部科学省の判断だと思うんですけども、こうなってくると今後それがネットの方にどういった影響が出てくるかという、変な懸念さえ持っているというところがあって、最終的にはどこかでコントロールしてしまおうというところがあるのか、あくまでも検討課題にある言葉をそのまま信用していいのかというのが、今まで非常に好意的に見ていたんですけども、今回の出来事は非常に携帯電話上の問題で非常にショックなことで、あったこと自体もおかしいんですけども、個人の問題がどこまで白日の下にさらされるのか、個人情報はどうなるのか、こういった大きな問題が今後出てくるのかなと。

ですから、この辺は最終的に3月までにというお話がありますけれども、慎重に見えて、私たちも検討して、支障があるところに関しては文言もちょっとということもあり

得るかなという感じがします。ただ、初めのスタートと同じように、とにかくみんなで余り上から圧力を加えるのではなくて、自主的にきちんとやっていこう、努力目標として頑張っていこうということを大前提に、進めていただきたいという感じはします。

○四方課長 ただいまの御指摘の件は例の大相撲におけます八百長問題といたしますか、その関連のお話かと思えます。私は担当者ではないものですから、報道によるところ以上に詳しく存じ上げているわけではないのですが、報道等によりますと私の理解では前にありました別事件の捜査の過程で、捜査令状等、司法判断をいただいた押収手続等に基づいて捜査を行った。その際には別の事件を解明するために令状に基づいて携帯電話の中身等を見させていただく。その過程で発見した問題でありますので、現在御議論いただいているフィルタリングの問題とは、質的に全然違う問題なのではないかと理解しておりますので、私どもが今、総合セキュリティ対策会議で議論をいただいている件も、基本的には今、御懸念いただいたところとは少し違う話なのかなとは理解しております。

○高橋委員 私は警察庁さんだけを責めているのではないのです。文部科学省さんがマスコミに携帯の内容まで流したことに對して、非常に疑問を感じているんです。事件性のものに関してはやむを得ないと思う。ただ、そういったように1つ、2つなし崩し的にずっと広がっていくことは、特にネットの中では想定していなかったようなところまで延びていくということだけは、ちょっと怖いなという感じがするので、具体的にこういう問題があったからどうのこうのではないんですけれども、認定になったものがいろんなところで半数以上問題になっているとか、問題になっていないという話もいっぱい出てきていますので、そうすると1つでも問題になったサイトをすべて閉めさせていくのかというと、多分サイトが全部なくなってしまうような感じになると思うし、その辺をお互いに指導しながらいい方向に持っていくということが、大きな目標であるということだけは考えていただきたい。本当に心配しているだけの話ですから、今すぐ反対どうのこうのという話ではありませんので、懸念だけ言わせていただいております。

○清水座長 ありがとうございます。あれは文部科学省が流したわけではないので、情報というのはどういう形で出ていくのかというのはわからないということの方が、安泰かと思えます。

課題7ですけれども、今、警察庁の方で検討していただいているということで、3月末までにおまとめいただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、課題8をお願いしたいと思います。

○四方課長 課題8につきましては、先ほども申しました総合セキュリティ対策会議等、警察庁内の研究会などで検討しているという問題ではないのですが、出会い系サイト以外のサイトにおける実効性のあるゾーニングの導入の問題につきましては、関係省庁ともある程度の共通認識ができつつあるところだと考えておりまして、こちらにつきましても共通の認識が明確になった段階で関係省庁とも御相談の上、御報告を申し上げたい

と思っております。こちらも今、明確なものがございませんで大変恐縮でございますが、できるだけ早く御報告ができるようにと思っております。

以上でございます。

○清水座長 課題8についての御説明がありました、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きお願いするという事で課題8は終わらせていただきたいと思いません。

それでは、課題9でございます。各関係者に求められる責務の再整理ということですが、総務省からお願いします。

○鈴木課長 資料4-2-1の8ページの下の方をごらんいただきたいと思えます。課題9、各関係者に求められる責務の再整理ということで、研究会、ワーキンググループの中で、まず青少年インターネット環境整備に当たっての基本的考え方を確立した上で、各関係者の責務を整理し、具体的に各関係者の求められる役割について整理したところであります。

2つ目のポツで、保護者は青少年インターネット利用環境整備に係る対策について、青少年の発達段階や教育方針に応じて、適切に判断する役割を担うことが求められる。保護者は係る事項に適切な判断を下すために、必要な知識・能力を身につけることが求められるとしております。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者につきましては、フィルタリング機能等の管理ツールを容易に利用可能な形で、利用者に確実に提供する役割を担うことが求められるとしております。

また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力等の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められるとしております。

インターネット接続役務提供事業者につきましては、フィルタリング機能等の管理ツールを容易に利用可能な形で、確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供、リテラシー向上等のサポートを行う役割を担うことが求められるとしております。

フィルタリング関係事業者には青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する役割を担うことが、求められるとしていただいております。

以下、中間報告の該当部分のところで詳細については9～10ページでございますが、記載しているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。清原委員、お願いします。

○清原委員 三鷹市長の清原です。なぜそう申し上げたかと申しますと、この関係者の中には自治体及び各地方公共団体の教育委員会が、たまたまですが、入っておりませんでした。

この法の理念から申し上げますと、国及び地方公共団体の責務というものが当然あると認識しております。今回の中で重要なのは保護者の取組であり、また、保護者の取組を支援する各機関のさらなる取組なのですが、併せて先ほど来、PTAの皆様が全国的な活動をされる際に、勿論文部科学省の支援もさることながら、地域の教育委員会等々と連携をしていくというのは大変重要です。三鷹市の場合ですと子ども政策部に青少年の健全育成の担当の部門を市長部局が持っております。青少年問題協議会でもさきにも御報告しましたが、携帯電話等々の課題がより議論され、共有されておりますので、是非地方公共団体、特に行政だけではなくて教育委員会ということも書いておいていただいた方がいいのかもしれませんが、条件整備というか、そういう取組をとともにしていく共同のパートナーとして、9ページの左上に各関係者の共同を促進するための方策について検討を行うということで、共同という言葉を入れていただいたのは大変意義あることだと思います。是非と思いましたが、その辺が含まれていれば御紹介いただければと思います。

以上です。

○清水座長 これは御説明いただいてよろしいですか。

○鈴木課長 今おっしゃったとおり、この部分で先ほど御説明した中では特に保護者、携帯電話インターネット事業者等についての取組について、責務について記載をしてございますけれども、青少年インターネット環境整備法の中では国、地方公共団体についても責務について記載されてございますし、検討会の中でも中間報告4-2-2の53ページでございますが、この中でも実際に大阪府寝屋川市の教育委員会の先生に入っていたり、自治体の関係者にも入っていたりしてございます。そういう中で地域での取組、教育委員会、自治体の行政との協働というのは大事になってくると考えておまして、表現としてここにしっかり出ていなかった部分もあろうかと思いますが、考え方としてはしっかり入ってございますので、この場で御議論いただいてそういった要素も御検討いただけましたらと思います。

○清水座長 よろしいですか。

○清原委員 ありがとうございます。当然のことなのであえて強調して記述していないだけではないかなと私も認識しているんですが、自治体の立場で出ておりますので、私が指摘しておかないと責務を逃れることはできませんので、あえて決意表明も含めて発言をいたしましたけれども、反映をしていただければ幸いです。ありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょう。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 尾花です。前回もお話申し上げたのですが、是非この中に個人情報の扱いに関することを追加していただけないでしょうか。事業者から自治体まで、何らかの形で個人情報を扱うケースはいろいろありますが、特にコンテンツプロバイダ提供イベント等の「お友達紹介プログラム」や、ショッピングサイトの「新規会員紹介プログラム」のようなもので、友人・知人の名前やメールアドレスを入力させるケースでは、当人の許可を取

ったかどうかを確認するチェックがないものがあまりにも多過ぎます。「自分以外の人の個人情報を入力」であることを関係各位が認識していただけるように、意識喚起の指示をしていくべきと考えます。

そんなチェック項目を表示すると入力してもらえないのではないかとか、紹介してもらえないのではないかという事情はわかりますが、事業者側の都合で個人情報を入力させるような段階では日本はもうないと思います。そのチェック項目をたった1行入れるだけで、子どもたち、あるいはリテラシーの低い大人たちに「メールアドレスは個人情報で、こういうところに入力するには本人の許可が必要なんだ」ということを教えてあげられる、すごく有効な手段となります。ですから、個人情報の扱いについても、事業者は努力義務の範囲で責務を負う必要がある。きちんと取り組み、リテラシー向上に寄与する必要があるということを、付け加えていただきたいので、よろしくご検討ください。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。課題9についてはほかはいかがですか。どうもありがとうございます。

それでは、課題9については今、御報告をいただきました点あるいは御意見を踏まえて、提言をするようにさせていただきたいと思います。

続きまして課題10ですが、各省庁が保持するデータの共有、活用の在り方。課題11はインターネットカフェの年齢確認の徹底。課題12はインターネットに係る有害情報コンテンツに対する取組。この3つの課題につきましては課長会議が2月2日に開催されまして、そこで対処方針がかたまつたと伺っております。その点の御説明をお願いいたします。

○高須参事官 それでは、会議の代表の形になりますけれども、説明を内閣府から申し上げます。資料4-4をごらんください。今、座長から御指摘がありました課題10~12を並べているところがございます。これまで資料4-1の課題をるる御説明した最後の部分が資料4-4と重なっておるわけですが、誠に申し訳ありません。本来は資料4-4の課題10~12の内容と、資料4-1の課題10~12が一語一句一緒でないといえませんが、資料4-4の横長の1枚紙が先週合意された事項であって、基本的な文言は大して変わっていないんですが、書きぶりなどは資料4-1の4ページを直していないといけないんですけれども、直し切れていないんですが、その点はちょっと御理解いただきたい。つまり、資料4-4の1枚紙が完成版だということで、御理解いただきたいということでございます。

今からその御説明を申し上げますと、内容と言っても課題の10と11は基本的にこれまでお示ししていた内容とは変わっておりません。したがって、対処方針案の方をごらんいただければという話になるわけでありまして、課題10の情報共有・活用のところがございます。これにつきましては関係省庁から共有されるべき情報というものをお互い示していきましようということで、一義的な案がとりまとめられ、この辺からやりましようという合意を省庁間で得ているところであります。ただ、まだこれからの議論というの

は残っておるわけでありまして、その共有方法ですとか、これまでも委員の方から御指摘をいただいていたわけでありましたが、いわゆる指標ということはどういったものを見ていくのかという部分についても、更に課長会議を前提に検討していきたいと考えておるところでございます。

また、情報共有化ということに併せまして、活用方策についても検討をしていきたいということが、課題 10 の方針案でございます。

課題 11 のインターネットカフェの年齢確認の徹底という部分でありますけれども、こちらにつきましては少し前進がありまして、いま一つどこが軸足というか、中核となつてやっていくのかがやや判然としていなかったわけでありましたが、結局今の時点で都道府県警察において地道な形ではあったんですけれども、平成 19 年 4 月からの事業者に対して青少年の入店の際の年齢確認ですとか、フィルタリング設定端末への青少年の誘導といった指導支援を行っていることが判明しましたので、これを中心にやっていこうではないかということで、ここに記載しておるところでございます。

また、既に御指摘をいただいていたところではありますが、カフェ以外の部分もあろうということで、青少年がインターネットを自由に利用できる場所につきまして実態調査、対処方策について、これも課長会議を前提に引き続き検討していこうというものであります。

課題 12 であります。この内容が前回お示ししていたものから、少し表現としてここに記したような形でいかがだろうかということで変わっております。読み上げますと、基本計画では民間団体によるレイティング・ゾーニングの取組の支援が定められているところであり、そうした観点の基本としつつ多様化するインターネットに係るコンテンツについて、さらなる検討を行うということはどうだろうかというのがまず 1 つございます。

具体的な対処方針案ということでもありますけれども、これも記載がございますが、国内における民間団体等が、発表もいただいた I-R-O-I さんを念頭に置いておるわけでございますけれども、主体的に実施している有害情報に係る取組に対して、長期的な観点から効果的な支援の在り方を引き続き検討するとともに、海外における対策についても実態が把握できるよう努める。これも課長会議を前提にやっていきたいということで合意しておるところでございます。

以上でございます。

○清水座長 課題 10～12 まで課長会議の結果を御説明いただきました。御意見がございましたらお願いいたします。早川課長、どうぞ。

○早川課長 警察庁の少年課でございます。先ほどのデータの共有に関連いたしまして、1 つは警察の方でフィルタリングに関しまして、販売の現場で実際の販売員さんがいかにリスクの説明であったり、フィルタリングの説明をきちんと利用者にするかということが、フィルタリングの利用率の向上であったり、保護者のリテラシー向上にもつながるのではないかと踏まえて、販売店に対する実態調査を昨年暮れに実施をしております。

て、いわゆる覆面調査ということで新聞報道もされましたが、その結果がまとまりましたらこの場で御報告申し上げたいと思いますというのが1点でございます。

関連をいたしまして、差し支えなければT C Aさんに御質問というか要望なんですけれども、今T C Aさんのホームページ等で、フィルタリングの各社ごとの利用者数と全体の利用率、利用者数のデータを出されているかと思うんですが、これについて各社ごとの利用率というのが情報として共有できないかということでございます。

今回の調査でも、聞きますと、個々の販売店で立派な説明をして保護者になるほどと思うところもあれば、逆に全く正反対のところもある。その辺のことも含めて実態を把握するために各社ごとの加入率がわからないかというのが1つでございます。あとは、先ほど来の話で、フィルタリングしさえすればいいということではないということ、例えばT C Aさんの方で何か基準を設けて、フィルタリングの中でより安全なものそうでないもの、あるいは更に子ども携帯のようなより安全なものといった区分での利用率なり利用者の実態のデータが出るものなのかお伺いし、できれば出していただきたいということでお願いをしたいと思います。

○清水座長 お願いします。

○坂田委員（代理・荒木氏） T C Aの荒木でございます。T C Aからフィルタリングの利用に関するデータにつきましては、以前からお示ししているところなんですけれども、昨年4月にこれまでは単に全体の数だけを発表していたところを、各社ごとの数字を初めて公表を始めまして、それは四半期ごとのその後の発表においても継続してやっているところです。

今、話がありました利用率につきましても、これもなかなか利用率と言いましても、先ほど「親ケータイ」というような話もありましたけれども、名義が親名義であった場合に利用者が子どもの場合どうなんだということについては、残念ながら私ども事業者の方でも正確な数字がつかめていないという状況もありまして、さはさりとして何もデータを出さないのもどうかということで、従前から青少年有害情報対策部会ということで頻繁に事業者がいろいろ議論しているということも、以前この場でも御紹介申し上げましたが、部会の中でもどこまでのデータを出せるのかということで、各事業者集まっているいろいろ議論をいたしまして、1つのデータといたしまして契約者単位になってしまうんですけれども、12～15歳、15～18歳という契約者がそういう年齢層にいるという方につきまして、どの程度の率なのかということ、これを昨年3月末のデータとして初めてまとめてみようということで、昨年4月の発表のときにお示ししたという状況でございます。

ただ、いきなり各社ごとの利用率まで出すのかどうなのかという議論もあって、実態といたしましてはそれほど各社大きな違いがなかったということもあって、まずは全体としてこんな程度だということ、これを皆さんに認識してもらおうということで、昨年そういうことを初めての試みとして行ったということでございます。

今後もしやという数字を出せるのかということにつきましては、各事業者とも相談しながら

ら判断していきたいと考えておりました、その辺は我々としても認識といいますか、意識は強く持っているところがございますので、先ほどより細かくフィルタリングの中身についても、例えばホワイトリストがどうかブラックリストがどうか、多分いろいろ細かいデータにつきましてどこまで各事業者がとれるかどうかというのは、個別にシステム的なことに関わってまいりますので、確認も必要かと思ひますし、なかなかそこまでは難しいというところもあるかもしれませんけれども、なるべく世の中に対して本当に有意義な情報だと思われるものは何かということを考えながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○清水座長 よろしいですか。四方課長、どうぞ。

○四方課長 課題 11 のインターネットカフェの関係で補足して御説明を申し上げます。先ほど内閣府から御紹介がありましたように、これは平成 18 年の総合セキュリティ対策会議におきまして、インターネットカフェをめぐる問題につきまして御提言をいただいたことを踏まえまして、平成 19 年 4 月に警察庁生活安全局長から日本複合カフェ協会会長様あてに要請文書を出させていただいております、その内容は幾つかの論点があるのですが、課題 11 に書いておられます青少年に対しての入店の際の年齢確認でありますとか、フィルタリングの機能の付加などについてもお願ひをしております。

また、警察庁から各都道府県警察へ通達という形で、各県におきましても管内の複合カフェの事業者の皆様方に対しまして、同様のお願ひをするようにということを通達しております、県によって取組の頻度等は違う可能性があります、毎年のように基本的な取組につきましてはお願ひをしている状況でございます。

○清水座長 ありがとうございます。課題 10～12 ですが、御発言はありますでしょうか。よろしいようでしたら課題 10～12 につきましては今、御説明をいただきましたように、課長会議等で検討していただくということで提言を決定していきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、資料 4-2-3 をお開きいただきたいと思ひます。これは総務省から提出いただいたものですが、本件の施策を進める上での基本方針案についてということで御発言があると伺っております。御説明をお願いします。

○鈴木課長 ありがとうございます。資料 4-2-3 でございますけれども、これにつきましては先ほど少し御説明いたしました、総務省のワーキンググループ、研究会の中間報告におきまして、具体的に各関係者に求められる取組等を議論する前提として基本的な考え方について、中間報告 4-2-2 で申しますと 17～19 ページにかけてでございますけれども、この中で 5 つの基本的な考え方について整理をして、報告としてとりまとめたところがございます。その 5 点の基本的な考え方、枠で囲んだ四角の中についての特にポイントを 5 つの点についてまとめて、1 枚の紙にしたのが資料 4-2-3 でございます。これらはインターネット環境整備に当たりましての基本的な考え方として、議論した末にまとめたものでございますので、これを御報告するとともに基本方針の案としての御提案

をさせていただきたいと思います。

具体的にこの5つの基本方針でございますけれども、1つ目としましてはリテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランスということで、あらゆる機会を利用してリテラシー向上を図る施策を行う。そしてこれを補完するために閲覧機会の最小化の施策を行うというのが1点目でございます。

2つ目でございます。受信者側へのアプローチということで、閲覧機会の最小化についてはインターネット上の自由な表現活動を確保する観点から、受信者側へのアプローチを原則とするというものでございます。

3点目は保護者及び関係者の役割。インターネット環境整備をする権利を持ち、役割を担うのは一義的には保護者である。ただし、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者が連携協力し保護者を補助する各々の役割を果たさなければならないとしてございます。

4点目として民間主導と行政の支援ということで、まずは民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援するというものでございます。

5点目、有害性の判断への行政の不干渉ということで、いかなる情報が有害情報であるかは民間が判断すべき。その判断に行政機関等は干渉してはならない。

この5つの基本的考え方が中間報告でとりまとめいただいたものでございますので、これを5つの基本方針として施策を推進するという基本方針にとりまとめて、御報告させていただきます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。御意見、御質問がありましたらお願いします。

○尾花委員 私たち一般の人間がわかっていないだけなのかもしれませんが、5番の有害性の判断への行政の不干渉のところには、中間報告の資料の中には「国の行政機関等（国の行政機関及び地方公共団体等）」というふうに括弧が表記されていますが、基本方針の中には括弧がありません。国の方針と反する方向性を地方行政が示すケースもある状況なので、基本方針の中にも是非この括弧の中を生かしていただきたい。中間報告の詳細を読まなくても、基本方針1枚のこの部分に地方公共団体ということが明記されているととてもわかりやすく広く伝わりますし、誰もが理解ができると思うので、その辺の御検討をお願いできればと思います。

以上です。

○鈴木課長 枠で囲んだ四角の中が要約で、その後は詳しく書いてあって、要約の仕方でございますので、皆様方の御意見で御了解があれば、そういう形でまとめることも可能かと思えます。

○清水座長 御了解があればということですが、よろしいでしょうか。もともとが入っておりますので。

ほかに御意見はありますでしょうか。四方課長、どうぞ。

○四方課長 補足をさせていただきたいと思います。私ども警察の立場として特に問題視をしておりますのは、法律上そもそもネット上にアップすることだけで違法になるようなタイプの、広い意味での青少年有害情報の中でも特にひどいというものについて問題視させていただいておりまして、総務省さんのペーパーにおきましては全体に幅広くとらえた報告書だと思えますけれども、そもそも法律で違法とされておる文書を法執行機関である警察なり関係省庁ならば、執行する段階では当然が必要な問題でございますので、そこは5番の関係ではお含みおきいただきたいということがございます。

アップするだけで違法というものにつきましては、これは保護者の御判断以前に削除していただくことが肝要かと思っておりますので、幅広い全体の青少年有害情報ということにつきましてはこのとおりだと思っておりますが、そもそも違法と法律で位置づけられているものにつきましては、御理解をいただきたいと思っている次第でございます。

○清水座長 ありがとうございます。曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 総務省さんの会議の中で申し上げたと思うんですが、違法は確実に取り締まるべきもので、有害というのは違法でないものの中でも違法に近づいていって危険なもの、これに関しては我々は青少年から守っていかなければいけない。違法は是非ちゃんと取り締まってください。違法が放置されていて有害となっていると、これはややこしい話になってくるので、違法はアップしただけで違法なんですから、やはり取り締まられるべきと思う。その違法を取り締まられてなくて有害と我々が判断して論議していると、そこは本当に保護者もややこしい話になってくるので、違法と有害は是非分けていただきたい。ただ、有害でもかなり違法に近い有害は、やはり我々はある程度青少年に届かないようには是非積極的にやりたいという気持ちがありますので、この有害情報が違法まで含まれていないということは、確認しておかなければいけないことかなと思って発言をしました。

○清水座長 高須参事官、どうぞ。

○高須参事官 議論はいろいろあるかと思いますが、青少年インターネット環境整備法上は入っているということで制定されています。

○四方課長 青少年インターネット環境整備法上は入っておるとというのが1つと、現状のネット上の違法有害情報の広まりからしまして、警察も一生懸命頑張っているところではございますが、量の問題がございまして、すべての違法情報、これはほかの法律も同じなんでしょうけれども、**100%**全部把握して、**100%**全部処罰するという体制あるいは仕組みになっていないところがございます。そのような意味でも、私どもも特に悪質なものを中心に一生懸命検挙もしておるわけではございますが、法違反でも軽微なもの等々もいろいろございます。そういうものにつきましては関係事業者の皆様方の御協力をいただいて、削除が促進される措置も非常に大切だと思っております、ここでの御議論の本筋のところでは、ある意味では課題7とは違うところではあるかもしれないですけども、特に青少年に悪い影響を及ぼしやすい児童ポルノでありますとか、薬物の売買サイトなどを念頭

に置いておりますので、その点だけは御理解いただければということでございます。

○清水座長 尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 討議している私たち委員でも混乱するくらいですから、違法情報と有害情報との違いや関係性を正しく認識するための何かが必要な気がします。一例でかまわないので具体的に、違法情報というのはどういうものなんだ、有害情報というのはどういうものなんだということを、国民全体にわかり易く伝わるよう、どこかでインフォメーションできれば、より一層すっきりするのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。総務省さん、どうぞ。

○鈴木課長 総務省の研究会の場でも、この違法情報と有害情報という議論は何度も出てきまして、広い意味での有害情報の中の一部を違法情報が構成していて、違法に近い有害情報があるという考え方の意見も非常にたくさんいただいていたところでございます。

お手元の資料4-2-2の25ページでございますが、この辺りも議論が出たところで、下の3行目のところでございます。すなわち違法情報、権利侵害情報、成人にとっても有害な情報等が、その内容によっては同時に青少年有害情報にも該当し、本法の対象となる場合もあると考えられるが、これらの情報それ自体の規制は本法ではなく、別途他の法律により対処が図られ得るものであることに留意すべきであるということ、この青少年インターネット環境整備法で取り上げています青少年有害情報というのは、またそれぞれ別の法律と別でくっっております権利侵害情報とか、違法情報と別の観点でくっったものですので、次元が違うというか、場合によっては権利侵害情報を含むこともありますし、違法情報を含むこともありますけれども、この法律の中では青少年有害情報として1つくられて、そのほかは別の法律でまた検討をというような考え方で、整理をしているところでございます。

今回、基本方針案の中で有害性の判断ということで、基本的考え方でとりまとめた部分については、取締りに当たっての違法情報の判断についても不干涉といった観点で議論したものではありませんで、ここの中間報告の中でも引用しております青少年インターネット環境整備法ができたときの参議院の附帯決議の第4項の中でも、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干涉することがないようにすることという、青少年インターネット環境整備法ができたときの基本的な精神そのまま引き継いで、ここに記載されているものでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま総務省から御説明がございました資料4-2の基本方針でございますけれども、この点につきましても提言するというように決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○清水座長 ありがとうございます。

以上で本日の検討課題についての意見交換が終わりまして、対処方針といえますか提言を決定させていただきました。これから検討していくことになりますが、何か御発言はございますでしょうか。

○尾花委員 毎回話題に上げていますが、地デジ対応テレビに関してです。先月、愛媛でセミナーをやった際に、「テレビを地デジ対応に替えたら、何も設定していないのに〇×やYES・NOのようなテレビへの反応ができるようになっていたのですが、インターネットにつながっているということですか？」と受講者の方から御質問をいただきました。

業者さんは、テレビの設置だけで帰られたので、何がどうなっているのかよくわからないけれど、とりあえずテレビに対して反応ができるようになっていて。リモコンだけで反応ができるということは、インターネットにつながっているんですかという内容でした。自分でやったのなら、説明書を読んだりケーブルをつなげたりしますから何が起きたかわかるものの、業者の方が全てやってくれた場合、説明がなければ驚かれるのも無理はありません。説明書を見ていただければ、双方向通信ができるようになることも書かれてありますし、その方の場合はケーブルテレビ接続だったのでインターネットサービスが可能な環境だったのですが、説明がなかったため何もわからなくて、びっくりされたようでした。

地デジに関しては、インターネットにつながっているのかつながっていないのかよくわからなくて、家にあるテレビがちょっと怖いものになってしまっている御家庭があるんだということ、結構実感しております。普及が進んできたため、今までのテレビと同じかんかくでつけてびっくりしているというのが現状のようで、その御質問が出たときには「そういえばうちもできる」「意識していなかったけれども、うちのテレビもつながっているんですか」ということで大騒ぎとなり、10～15分セミナーが中断してしまったほどです。これが多分、一般の方々の素直な感覚だと思いますので、携帯販売員によるフィルタリングの説明義務と同様、地デジ対応テレビの設置の際には何か一言伝えるようにするとか、双方向通信についてインフォメーションできるようなわかりやすいものを手渡しするとか、何らかの一工夫がそろそろ必要になってきたのかなと思いました。

インターネットがつながったというだけで、すぐに「怖い」とか「何かあるのではないか」と不安になられる人もまだまだいらっしゃるのですから、テレビを取り替えて不安になっては意味がありません。本筋とは離れていますので、ついでで結構です、御検討いただければ嬉しいなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。ほかに御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、以上で検討課題の自由討議を終わりにさせていただきたいと思っております。先ほども御説明いたしましたけれども、本日の検討会で検討結果の総論については議論をいただいたということでございます。各論的な御意見はいろいろあると思っておりますので、この点につきましては事務局に対してそれぞれ御意見等を提出していただきたいと思います。冒頭に御発表と御意見をいただきました法施行状況につい

での御意見も受け付けることにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この御意見受付等のことも含めて、今後の予定につきまして事務局からお願ひします。

○高須参事官 委員の皆様方におかれましては、長時間誠にありがとうございます。本日の検討結果等の意見照会でございますが、2週間ほど時間をとらせていただいて、具体的には2月22日火曜日まで受けさせていただくということで、いかがかと思っております。事務局から改めて照会のメールを发出させていただきますので、御協力方お願ひ申し上げます。

いただいた御意見の集約を踏まえまして、先ほど座長からも説明がありましたけれども、座長及び座長代理の監修の下、中間報告書案の作成を行ってまいりたいと思っております。その際にいただいた御意見等の趣旨を個別に御確認させていただくこともあろうかと思っておりますが、その点も併せまして御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

案の協議ということで次回の開催になるわけではありますが、日にちは調整させていただこうと思っておりますけれども、4月に予定してございます。これもまた事務局から御連絡をさせていただくことになろうと思っておりますが、中間報告書の案を提示させていただいて、また御議論いただきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。本日は今日に向けて関係省庁におかれましては随分たくさんの検討をしていただきまして、ありがとうございました。それを踏まえて提言の方向性ができました。また、文部科学省には最近の取組を御説明いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして第9回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了させていただきたいと思っております。長時間にわたり御審議ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。